

2025 年度 事業 報告

全国石油商業組合連合会

I. 事業内容

1. 総務部会関係事業

(1) 組合財政基盤の強化に関する検討

政府は2022年より実施している「燃料油価格激変緩和対策事業」を2025年度においても制度変更を加えながら継続し、石油製品の急激な価格変動を抑える措置が講じられました。また12月には揮発油税の旧暫定税率廃止に伴い、ガソリン価格は大きく下落しました。しかしアメリカによるイラン攻撃の影響を受けて原油価格は高騰、政府は石油備蓄の放出や「緊急的激変緩和措置」を実施して、価格抑制を行っています。しかし一部業者による量販指向は変わらず、外資系流通大手のSS進出意欲も依然として旺盛で、多くのSSが危機的な経営状況に陥っています。一方でエネルギー政策においては、エネルギー安全保障の観点から石油製品の安定供給確保の重要性も示され、石油販売業界は厳しい対応を迫られています。全国の登録SS数は、2025年3月末現在で27,009SSとなり、前年度からの1年間で405SSが廃止に、また、登録SS事業者も294事業者が撤退し12,113事業者と、30年連続で減少しています。

このような状況の下、組合員の減少や組合財政の厳しさが続いております。そのため、引き続き本会に対する賦課金の支払期日に応じた組合事務補助金交付の継続、軽油特別協力金の配分などの財政支援を実施しました。

また、本会事業活動の的確な推進のため、本会の活動方針等を迅速に会員組合へ伝達するとともに、各地における会員組合の意見、要望、実情等を取り纏め本部へ具申するという役割を果たす全石連各支部の重要性が高まっております。このため、本年度も、正副会長・支部長・部会長連絡会議を年3回開催して中央と地方との意思の疎通を図ると共に、全国8支部および沖縄県石油組合に対して総額3,016万円の支部管理費補助金を交付し、支部活動の強化・拡充を図りました。

(2) 2025年度事業計画案・収支予算案の策定

本会では「組合活動を通じて経営を改革しよう」という基本スローガンのもとに、SSネットワークの強化、適正利益の確保による持続可能なSS運営のための経営健全化に取り組んでいますが、一方で、石油製品需要の減少や低収益構造が続いていること、また後継者不足などの要因により石油販売業界の縮小傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

このような現状から、石油販売業界の全国団体である本会の事業活動においても、国庫補助金の適正な執行とともに、費用対効果を重視した予算配分が求められています。

また、引き続き、全石商では財政問題が顕在化していることから、総務部会（浜田忠博部会長）において、各部会が所管する事業活動項目を明確化し、一般管理費を含む事業経費の節減、特に各部会のリモート開催の推奨等、経費削減を前提に新年度の事業計画案の策定並びに収支予算案の編成に取り組み、収支状況の改善に努めました。

(3) 「軽油引取税問題協議会」活動の推進

軽油に関する様々な課題を協議するため2007年10月に発足した「軽油引取税問題協議会」ですが、回を重ねて2025年度で17回目の開催となりました。今年度は2025年8月26日（火）に会合を開催し、本協議会活動の継続と「軽油特別協力金」の存続について協議を行い、全会一致で賛同を得ました。

これを受け、元売出資子会社、石油商社、大手フリート業者への要請活動を展開し、元売出資子会社を含め、「軽油特別協力金」として約7,300万円、加えて、元売子会社等より「組合運営特別協力金」として約800万円を受領しました。前年度に比べ、対象SS数の増加等により約400万円増の約8,100万円を受領し、この内約6,400万円を全国の都道府県石油商業組合に配分しました。

(4) 全国理事長会議の開催

本会の事業活動の周知並びに各会員組合代表者との情報・意見交換を行うため、全国理事長会議を次のとおり開催しました。

- 第一回 2025年5月22日（木） 東京・石油会館（リモート併用）
- 第二回 2025年9月11日（木） 東京・石油会館（フルリモート）
- 第三回 2025年11月5日（水） 東京・石油会館（リモート併用）
- 第四回 2026年3月5日（木） 東京・石油会館（リモート併用）

(5) 全国事務局責任者会議の開催

本会の事業活動方針の徹底および各会員組合との情報・意見交換と連絡の緊密化を図るため、全国事務局責任者会議を次のとおり開催しました。

- 第一回 2025年10月16日（木） 東京・石油会館（リモート併用）
- 第二回 2026年2月19日（木） 東京・石油会館（フルリモート）

(6) 各種組織・規程等の整備・見直し

① 全石連部会設置規約の一部改定

石油製品販売業におけるコンプライアンス（法令、規則等の遵守）の徹底、強化を目的としたコンプライアンス委員会の設置に伴い、『全石連部会設置規約』に同委員会を追記しました。（5月21日 理事会承認）

② 委員費用弁償基準の改定

JR 東日本の運賃改定に伴い、2020年4月以降改定されていなかった本会委員費用弁償基準の適正化を図るため、鉄道・航空運賃の費用弁償基準の改正を行いました。（3月4日 理事会承認）

(7) 賛助会員の加入

本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力するとして、新たに賛助会員加入の申し込みがありました。（11月4日 理事会承認）

一般社団法人リーゼル協会 第2号賛助会員

2．経営部会関係事業

(1) 流通適正化対策事業

① 石油製品需要

2025年度の燃料油販売量（資源エネルギー庁調べ）において、燃料油計は前年度比1.1％減の13,658万 KL で、3 年連続の減販となりました。油種別では、SS の主力3 商品のうちガソリンは前年比0.07％減の4,361万 KL となり、19年度（4,911万 KL）から7 年連続で5 千万 KL を割り込みました。依然、国内では電気自動車（EV）は本格的な普及に至っていませんが、新車販売の主力であるハイブリッド車（HV）も年々燃費を向上してきており、国内保有台数に占める HV 比率の高まりによる全体的な燃費向上という構造的な内需減が続いています。

灯油は0.6％減の1,103万 KL となりました。2025年度の冬は、前年度に比べて全国的に気温が高い傾向にありましたが、2026年1 月を中心に強い寒気の影響を受けやすかったこともあり、北日本では相対的に低めに推移した時期もありました。この結果、ほぼ前年並みの実績となったと考えられます。暖房や給湯におけるガス化や電化、さらにボイラー向けのガス転換等、構造的なエネルギー転換が続いており、今後も需要は減少傾向にあることが予想されます。

軽油は0.06％増の3,076万 KL となりました。物流の効率化（積載率の向上や共同配送等）があるものの、需要に底堅さはあります。ガソリン車同様に車両の燃費改善はありますが、電動車への移行が限定的であることも需要を下支えしたと考えられます。

A 重油は構造的なエネルギー転換が続き、5.1％減の921万 KL となりました。

石油製品内需の推移（資源エネルギー庁調べ）

（単位：千 KL）

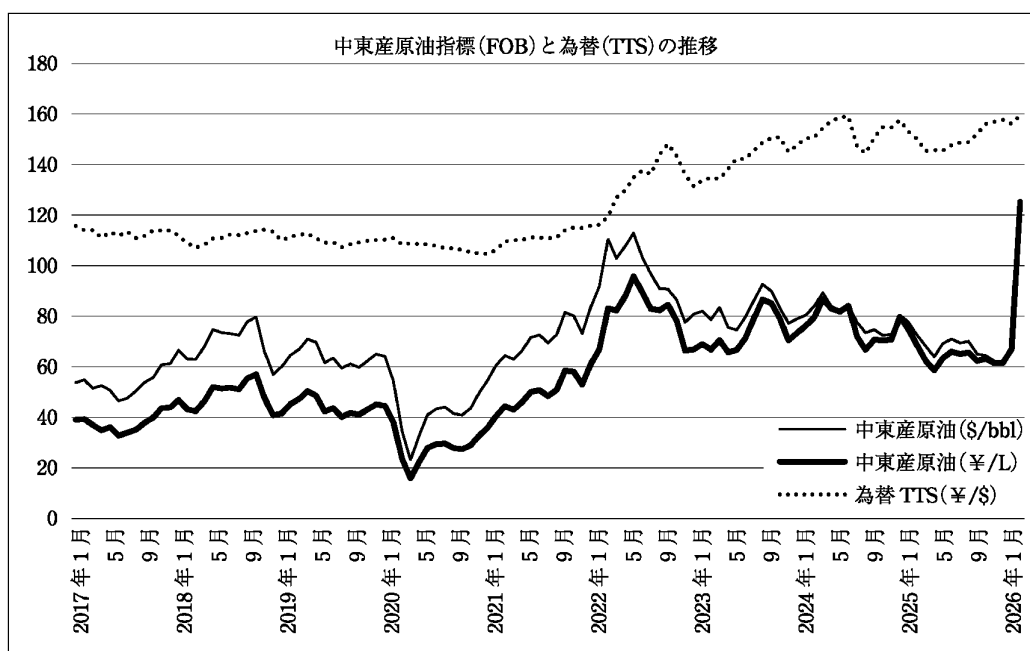
	内需ピーク		2024年度		2025年度	
	西 暦	数 量	数 量	前年度比	数 量	前年度比
ガ ソ リ ン	2004年度	61,469	43,639	－1.9％	43,609	－0.07％
ナ フ サ	2005年度	49,388	34,050	－5.8％	33,458	－1.67％
ジ ェ ッ ト	2015年度	5,488	4,237	－3.3％	4,221	－0.4％
灯 油	2002年度	30,622	11,092	－6.0％	11,027	－0.6％
軽 油	1996年度	46,064	30,741	－1.6％	30,760	0.06％
A 重 油	2000年度	29,516	9,709	－1.3％	9,212	－5.1％
B・C 重油	1973年度	111,007	4,588	－31.1％	4,297	－6.3％
燃 料 油 計	1999年度	245,966	138,057	－4.5％	136,584	－1.1％

② 原油市場の概況

25年度の中東産原油指標（ドバイ原油とオマーン原油の中値）は年間を通してみるとドル建てで最安値58.4^{ドル}/b（2026年1 月 8 日）、最高値168.4^{ドル}/b（2026年 3 月19 日）、年度平均は71.5^{ドル}/b（前年78.4^{ドル}/b）で7^{ドル}弱値下がりしました。第1 四半期

(4～6月)は平均67.1^{ドル}/b、第2四半期(7～9月)は平均70.2^{ドル}/b、第3四半期(10～12月)は平均63.9^{ドル}/b、第4四半期(1～3月)は平均85.0^{ドル}/bでした。

25年度を振り返ると、OPECプラス内での減産規律の乱れが表面化するなど、供給過剰感が顕在化したことにより、第1四半期と第3四半期は2021年度第1四半期以来の60ドル台となりました。2026年に入ってから需給緩和観測から軟調で推移しておりましたが、ベネズエラ情勢、ロシア、ウクライナ情勢の緊迫化といった地政学リスクにより価格が徐々に値上がりし、2月末にアメリカ、イスラエル共同による軍事攻撃を受けたイランにより世界の原油需要の約2割が航行するホルムズ海峡が事実上封鎖されると、世界的な原油の供給不足が意識され価格は短期間のうちに急騰し、3月19日には過去最高値となる168.4^{ドル}/bとなりました。



25年度平均の為替(TTS)は1^{ドル}151.8円であり、24年度平均の153.6円と比べ若干の円高で推移しました。この結果、円建ての原油価格の25年度平均は68.5円/Lとなり、24年度平均の75.8円/Lと比べると、7.3円/L値下がりしました。最安値は55.3円/L(5月1日、24年度63.4円/L)、最高値は170.4円/L(3月19日、24年度88.9円/L)となりました。

③ 国内製品市況の概況

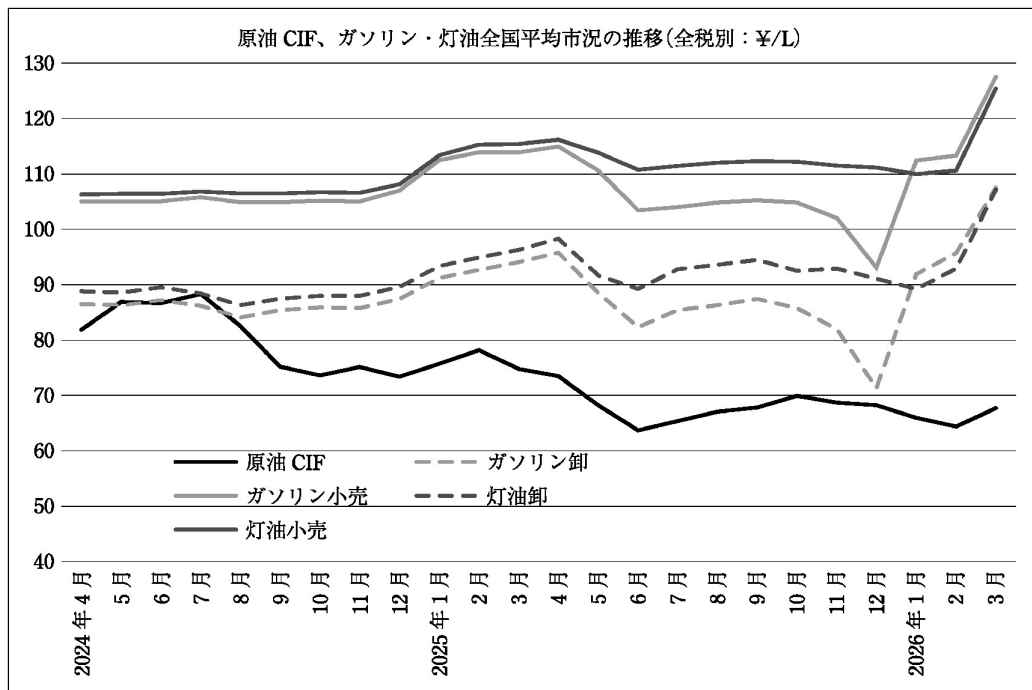
○小売市況(レギュラーガソリン)

全国平均小売価格(資源エネルギー庁調査)の25年度平均(4～3月)は171.1円/L(消費税込み)で前年度(177.3円)と比べ6.2円安で推移しました。振り返ると、第1四半期(4～6月)は179.8円/L(前年174.8円)、第2四半期(7～9月)は174.3円/L(174.9円)、第3四半期(10～12月)は169.2円/L(175.5円)、第4四半期(1～3月)は161.1円/L(183.9円)、最高値は2026年3月3週の190.8円、最安値は2026年1月3週の154.7円でした。

振り返ると、年間を通して国の補助政策の効果で元売等から卸価格が抑制されま

したが、5月22日以降は定額支援に変更されたため、原油コスト変動が卸価格に反映されるようになったことで、前年度比で若干の値上がりとなりました。また、今年度は旧暫定税率が1974年に導入されて以来、約51年ぶりに終了となる節目の年度となりました。11月13日以降は2週毎に旧暫定税率分と同額の25.1円まで補助金を拡充して価格を抑制し、12月31日で旧暫定税率及びガソリンへの補助金が廃止されました。

しかし、2026年の年初より、地政学リスクにより原油価格は徐々に上がり、2月28日に勃発したイランを巡る軍事作戦の影響により原油価格が暴騰。旧暫定税率廃止により下がった小売価格も連れ高となり過去最高値を記録することとなりました。



○卸市況

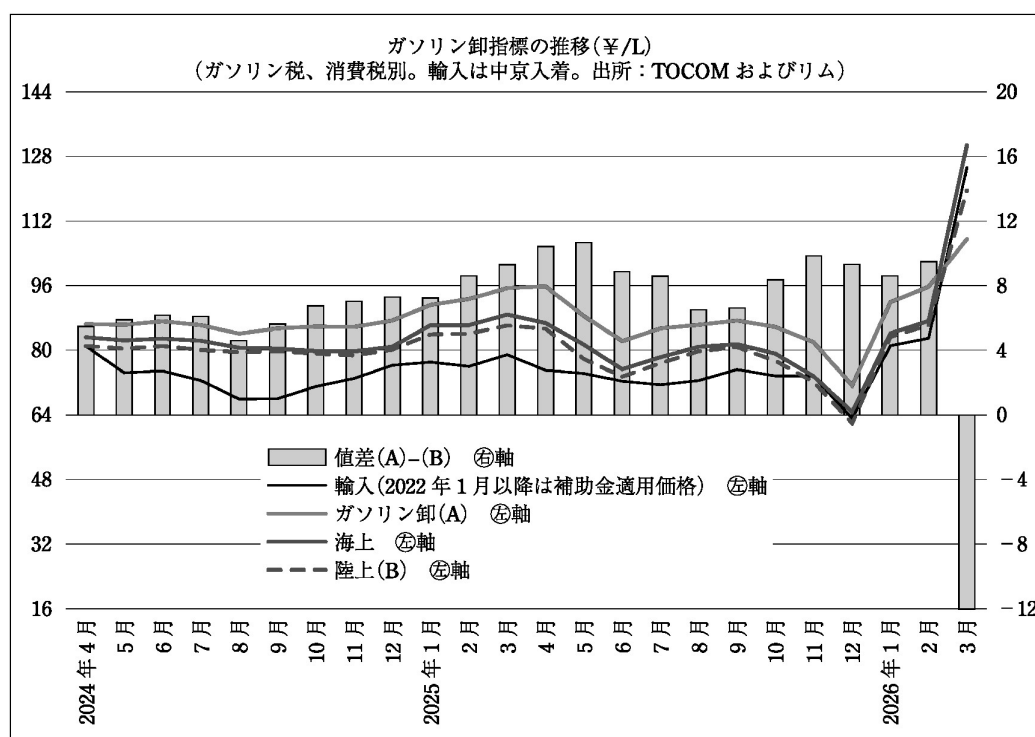
今年度、国の激変緩和対策事業が5月末より定額引き下げ措置に変わったことで、ある程度、原油コスト変動が反映されるようになりました。しかし、急激な原油価格変動の小売価格への影響を緩和するという基本方針は維持されたため、年度を通してほぼ大きな価格上昇は起きず安定した値動きとなりました。他方、ガソリン旧暫定税率廃止に向けて11月中旬以降は補助額が拡充されたため、段階的に卸価格は引き下げられていきました。

全国平均卸価格（エネルギー調査）の25年度平均（4～3月）は135.8円/L（消費税抜き）で前年度（141.6円）と比べ5.8円安で推移しました。振り返ると、第1四半期（4～6月）は142.7円/L（前年140.5円）、第2四半期（7～9月）は140.2円/L（139.0円）、第3四半期（10～12月）は133.2円/L（140.2円）、第4四半期（1～3月）は127.1円/L（146.9円）でした。

最高値は2026年3月2週の152.7円、最安値は2025年12月4週～26年1月1週にかけての115.7円でしたが、これはガソリン税の旧暫定税率廃止が影響しております。

一方で、輸入価格について25年度平均（4～3月）は78.4円/L（消費税抜き、補助金適応後）で前年度（77.5円、同）と比べ0.9円高で推移しました。輸入価格（補助金適用後）と国内の海上スポット（84.0円）との値差は5.6円安、陸上スポット（81.2円）との値差は2.8円安となり、輸入価格が最も競争力のある価格となりました。

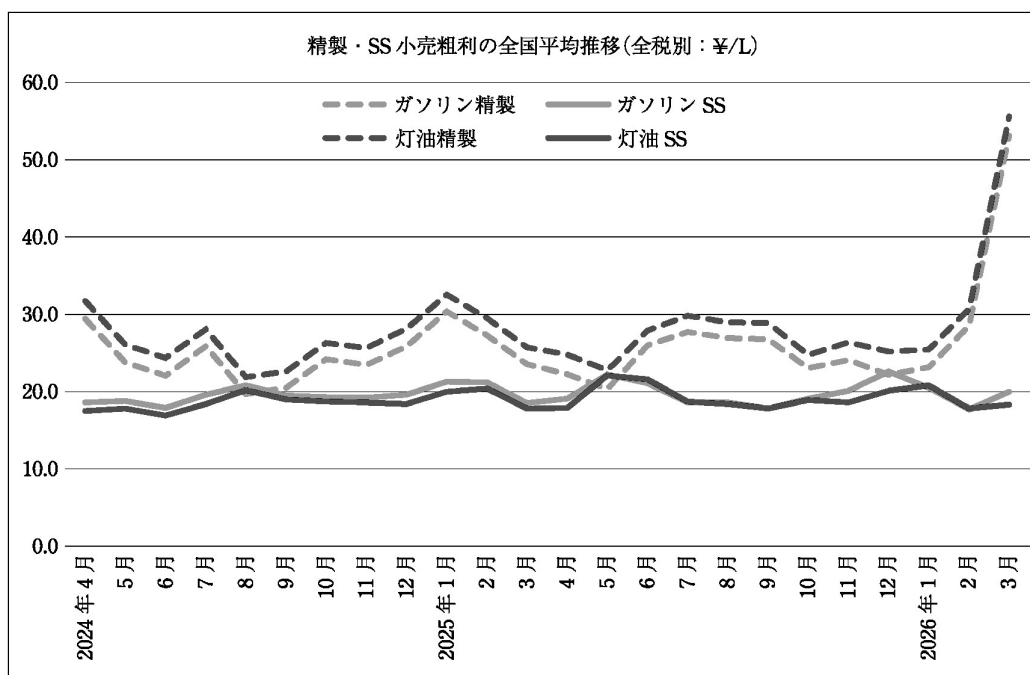
※25年度（2024年4月～2025年3月）のガソリン輸入量は418万キロリットル（前年486万キロリットル 対前年度比14%減）となりました。



○小売・精製粗利

原油 CIF ベースでみた25年度平均における小売粗利（全国平均）はガソリンが19.8円/L（前年19.5円/L）、軽油が23.2円/L（23.4円/L）、灯油（10～3月）が19.1円/L（19.6円/L）となりました。加えて、粗利益率でみると、ガソリンが12.8%（前年12.1%）、軽油が16.4%（16.4%）、灯油（10～3月）が16.9%（17.1%）に止まりました。

一方、精製粗利はガソリンが27.0円/L（前年24.7円/L）、軽油が29.7円/L（27.0円/L）、灯油（10～3月）が31.3円/L（28.0円/L）となりました。因みに小売粗利と比べると、ガソリンは精製粗利が7.2円/L割高、軽油は精製粗利が6.5円/L割高、灯油は精製粗利が12.2円/L割高となりました。



④ 経営部会活動

(7) 事業環境の変化（内需減・原油高騰・人材確保・賃上げ等）に備えた諸対策の検討及び健全経営の推進（部会標語の普及等）

・政府方針に基づく賃上げ実現に向けた活動

昨年度、一昨年度に続き、賃上げ実現に向けた活動として、47都道府県組合を対象に組合員 SS の賃上げ状況を調査することを目的にアンケート調査を行いました。アンケート調査は7月に集計、調査回答数は組合員単位で466社となりました。その中で、賃上げ対応状況は、社員（2024年10月以降）では全体の72.4%が実施し、実施した中では「5%以上の実施」が17.3%で一番多い状況でした。パート・アルバイト（2024年10月以降）でも全体の72.9%が実施しており、こちらも実施した中では「5%以上の実施」が20.6%で一番多い状況でした。他方、社員、パート・アルバイト共に「実施していない」が26%超で、個別の回答としては共に最も多い状況です。主な理由としては、「経営の先行きが見通せない」、「競争が激しく、賃上げをするための利益が得られない」等が挙げられており、問題点も浮き彫りとなりました。

・原油高騰対策に向けた活動

2026年2月末に起きたアメリカ・イスラエルの共同軍事作戦により攻撃を受けたイランがホルムズ海峡を事実上封鎖したことで、中東産原油の輸入が9割を超えるわが国は大きな影響を受けることとなりました。原油価格は瞬く間に急騰し、卸価格も連れ高となる中、3月第2週には1度の値上げ幅では過去最大となる、前週比26円高となりました。

こうした状況を受け急遽、3月6日には森会長、喜多村経営部会長連名で「適正なコスト転嫁で経営を自主防衛しよう」と題する緊急提言を各石油組合に発出したほか、原油高騰を消費者へ通知するためのポスターを13日付の機関紙「ぜんせき」に折り込み配布、併せてポスターデザインを「ぜんせき web」からダウンロードできる体制を整えました。

- 燃料油価格激変緩和対策事業（以下、激変緩和事業）の周知

今年度、政府は燃料油価格への補助事業を4度修正しました。先ず5月22日より、足下の物価高対策や当分の間税率（旧暫定税率）の扱いについて結論が出るまでの間、激変緩和対策事業を組み直した定額引き下げ措置を開始。次に中東情勢混乱に伴う原油価格上昇を受けて、6月26日からは定額支援をしてもなお175円以上になる見込みとなった場合に、超過分を全額支援する激変緩和的措置を追加。次に11月13日より、これまで実施してきた定額引き下げ措置の中で、旧暫定税率と同額（ガソリン25.1円、軽油17.1円）まで補助額を拡充していく制度の開始。そして最後に、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の急騰に対応するため、旧暫定税率廃止とともに終了していたガソリンを含め、激変緩和措置の時のように小売価格で一定の基準になるよう（今回は全国平均小売価格で170円）支援する制度を3月19日より開始しました。こうした制度の変化を組合や組合員に周知することを目的に、制度変更の都度、オンラインで説明会を実施しました。

- (イ) 元売・販売業者間の連携推進（サプライチェーン維持へ適正市場の構築、発券店値付けカード等の適正化への支援活動）

- サプライチェーン維持へ適正市場の構築

会員制の大手流通業者のSS新設が加速しており、出店地域では多くのSSが多なる影響を受けております。こうした状況を踏まえ、今年度は事務局による出店地域の視察や自治体、地元商工会議所との意見交換を実施し、大手流通業者出店の影響、災害時における地元販売業者の重要性を理解してもらえよう取り組みました。

出店地域では、山梨県の甲府商工会議所を訪問し、同会議所が実施した「南アルプス倉庫店出店に関する調査」結果をもとに意見交換を実施しました。出店が噂される地域では茨城県ひたちなか市、岡山県赤磐市を訪問。能登半島地震における事例などを示すことで、大型SSに一極集中することが災害時のリスクになることを示すとともに、その逆で災害時には分散して存在するSSネットワークが重要になること等の説明を行いました。

- (ウ) 公正競争環境の整備（不当廉売申告のより積極的な推進及びガソリン不当廉売ガイドライン改定の検証、総額表示及び価格表示ガイドライン順守の推進）

- 警告事案について

2月19日付で、公取委は村上商事株式会社の福知山インターセルフSS、福知山中央セルフSS（いずれも所在地・京都府福知山市）の2SSに対して、レギュラーガソリンの小売販売価格が独占禁止法第2第9第3号(不当廉売)に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがあると警告を行いました。

- 公取委による独占禁止法説明会・意見交換会

さらに公取委は「給油所の競争状況に関する地域別実態調査」の第4弾の実施を決めました。第4弾の調査対象地域は、青森県青森市、群馬県前橋市、広島県広島市、徳島県徳島市、福岡県福岡市、沖縄県南城市の6地区となりました。これまで同様、調査対象の全地域においてSS対象のアンケート調査（2026年度内に公表）などを行うとともに、公取委主催の不当廉売に関する説明会・意見交換会が開催されました。説明会では、松本取引企画課長より不公正な取引方法につ

いて、主に不当廉売の成立要件等について説明が行われました。説明会での質疑や意見交換会においては、不当廉売問題に限らず、発券店カードやコンプライアンス対応まで幅広い意見交換が行われました。

説明会開催状況

開催場所	開催日	説明会出席者数	意見交換会出席者数
群馬県前橋市	2025年12月16日	30名	11名
広島県広島市	2026年1月26日	31名	10名
徳島県徳島市	2026年2月4日	40名	11名
福岡県福岡市	2026年2月18日	25名	12名
沖縄県南城市	2026年3月10日	101名	19名
青森県青森市	2026年3月25日	20名	12名

◇過疎地関係

SS 過疎地問題については、2025年度も引き続き過疎地の自治体が地域の燃料供給に関する計画を策定する際に利用できる国の補助事業等について、全国知事会や一般社団法人全国過疎地域連盟にも情報共有し、①自治体担当者に自分たちの自治体の状況等を把握していただくこと、②域内 SS 事業者とコミュニケーションをとることの重要性と併せて、過疎地域の自治体への周知・説明をしていただくよう要請しました。

また、長野県が県内 SS 過疎地の支援に取り組むために開催する会議にオブザーバーとして出席し、県の取り組みをサポートいたしました。

加えて今年度は、SS 過疎地の現状を確認するために、現在資源エネルギー庁が発行している「SS 過疎地対策ハンドブック」内の取組事例に掲載されている自治体を中心に、奈良県下市町及び川上村、高知県四万十市大宮地区、大分県杵築市大田地区の自治体や事業者を訪問し、現在の状況、抱えている問題等について意見交換を行い、各事業者の取り組みを開始してからこれまでの状況、今後も経営を継続していくための課題等、意見交換の中で得られた情報は自民党石油流通問題議員連盟等で問題意識を共有しました。

◇「法律相談室」「経営相談室」による会員への助言・指導

- 不当廉売事例・2025年度上期（4月～9月）の「注意」件数55件（2024年度（4月～3月）186件）について、また、警告事案1件について独禁法に基づく申告を奨励・指導。
- 今年度の経営相談件数は298件にのびりました。SS 数の減少が続く中、特に事業承継に関する相談が大きな割合を占めています。こうした状況に対し、各地の SS 事業者への現地ヒアリングを継続的に実施しており、経営力強化や多角化推進に向けた具体的なアドバイスに活用しています。更に中小企業者油外収益確保等取組支援事業（補助金）の制度設計にも協力いたしました。

また、昨今の社会情勢を反映し、店頭でのカスタマーハラスメント（カスハラ）が深刻な課題として浮上しています。トラブル相談の増加を受け、組合員向けに

「カスハラ対応マニュアル」および「カスハラ防止ポスター」を作成・配布したほか、「カスハラ対策セミナー」も開催し、現場の負担軽減に向けた支援を強化いたしました。

◇コンプライアンス委員会の活動

長野県北信地区の販売事業者らによるカルテル疑惑が発生したことを受け、2025年度、新たにコンプライアンス委員会が設置されました。コンプライアンス委員会は、各石油組合におけるコンプライアンス委員会設置への協力を要請するとともに、各石油組合がコンプライアンス委員会を設置した後でどのような活動をすればよいか悩むことがないようにするため、各種ツール類の作成・提供、コンプライアンス委員会活動に関する相談の受け付け、組合理事会等におけるコンプライアンス委員会設置の意義に関する説明等を行いました。

また、資源エネルギー庁からの要請を基に、石油組合が取り組むべき6項目のコンプライアンス強化策を定め、全石連 HP「石油広場」に掲出するとともに石油組合にも実施協力要請を行いました。

◎提供マニュアル等

1. コンプライアンス宣言（組合用・SS事業者用）
2. コンプライアンスマニュアル（案）
3. 社員向け注意喚起資料
4. 相談窓口設置規定（案）
5. 会議等における独占禁止法遵守に係る指針

◎コンプライアンス強化策（6項目）

1. 石油組合とSS事業者によるコンプライアンス宣言
2. 法令遵守マニュアルの策定
3. 石油組合におけるコンプライアンス委員会設置等の体制整備
4. 注意喚起ポスターの作成・掲示
5. 有識者を講師とした県単位での研修会の開催
6. 石油組合でのコンプライアンス体制整備のための相談窓口の設置

3. SS 経営革新・次世代部会関係事業

- (1) GX 政策を踏まえ、新たな事業等（協業・共同化等）の検討（SS 業界の次代を担う経営者が集う「SS 未来フォーラム」との連携）

政府方針により、2050年カーボンニュートラル（CN）、2035年新車販売100%電動車」が示されたことで、BEV が次世代車の主力と言われてきましたが、依然として新車販売における BEV のシェアは伸び悩んでおります。こうなると、引き続き内燃機関が搭載されている HEV が新車販売の主流となると考えられる中で CN を実現していくためには、燃料の CN 化が必須となります。政府は水素と二酸化炭素を原材料とする液体合成燃料に先駆け、バイオエタノールをガソリンに10%混合させる E10ガソリンの早期商用化を実現し、内燃機関搭載車両の CO2 排出量削減に向けた取り組みを進めております。

こうした状況を踏まえると、SS はまだまだ燃料供給拠点としての役割を担っていく

ことが求められることとなりますが、一方で燃料油需要は年々減少しており、SS のビジネスモデルは燃料油中心から多角化を進めていく必要があると考えられます。

このため当部会では今年度、全国中小企業団体中央会が行っている補助金を活用し、近年注目されている「デザイン経営・デザイン思考」の手法を取り入れたワークショップを東北・仙台市、関東・東京都、近畿・大阪府、中四国・広島市の4会場での開催を企画し、これからの石油販売業界を担う若手経営者が集う、全国32組合に設置されている青年部会の会員に参加を呼びかけ、実施しました。

このワークショップの内容と各回で出されたビジネスモデル案を「これからのサービスステーションを考えるハンドブック」としてまとめ、各石油組合にデータで配布するとともに、機関紙「ぜんせき」に掲載しました。

(2) 今後の経営環境変化を踏まえた SS 生産性向上や事業多角化等に寄与する消防法規制緩和領域の抽出・情報収集と規制緩和策の実現

消防庁危険物保安室では、数年前からセルフ SS における AI 給油許可システムの社会実装に向けて当該システムの安全性の確認と消防法省令改正を検討するための委員会を開催しており、24年度には『一定の条件下、「AI」の判断で給油を許可し、条件を外れる場合は、「人」に引き継ぎ、「人」が判断し、「人」が給油を許可』する STEP1.5 と呼ばれる段階の安全性を確認しており、25年度に、消防法省令改正が行なわれました。当該システムは26年度に実装される見通しです。

近年、石油販売業界の人手不足は年々深刻度を増しております。こうした中、人員の省力化につながるとの期待も高いことから、AI 給油システムの開発状況等を確認するため、7月の部会には、総務省消防庁危険物安全室長を招き、AI 給油について説明を受けたほか、トキコシステムソリューションズ担当者を招き、同社が開発している AI 給油システムについて説明を受けました。

(3) 小規模組合員向けの新たな SS ビジネスモデル確立につながる諸策の推進

今年度も、SS 事業者が全国の先進的な SS 経営の事例を参考としつつ、自社のビジネスモデルを見直し、改善していく契機とするために取り纏められた「SS 経営に関する優秀事例100選」で紹介された事業の中から、汎用性があると判断できる事案について、実施事業者の協力を得て、新規事業の深掘りや、その後の事業の状況等に関するヒアリングや意見交換を行いながらまとめた事例紹介を、昨年度に引き続き会議等で周知しました。

(4) 国内外の自動車関連業界の動向（CASE、MaaS 等）情報等の調査収集・提供

東京ビッグサイトにて、10月末から11月上旬の日程で開催された Japan Mobility Show 2025を視察しました。2年前の開催時は、世界的に EV シフトと言われていた最中での開催ということもあり、出展メーカーのコンセプトカーでも EV が中心でありました。今回、国内における EV 販売台数が伸びていない中で迎えたモビリティショーでしたが、結果としては EV やモビリティと言われる小型の車両が多く展示されておりました。

国内メーカーで言えば、各社の戦略がはっきりと分かれた展示内容でした。国内3大メーカーで言えば、トヨタは内燃機関車、HV、PHV、EV を満遍なく展示し、全方位で地域に応じてパワートレインを変える戦略。ホンダは電動化路線をより明確化し、コ

ンセプトモデルは全てEV。FCV、水素の燃料電池車両を含め電動化車両が中心の展示でした。日産は、EVの先陣を切ったメーカーであり、現時点で進めているアリア、リーフといったEVが中心でしたが、HVシステムを搭載した新型エルグランドが一番注目されていました。

海外メーカーはそもそも出展が少なかったですが、中国のBYD、韓国のヒョンデ、ヒョンデグループのキアといったメーカーは全てEVを展示。特にBYDは日本の軽自動車規格のEVを展示しており、かなり注目されていました。

現時点では消費者からEVが選択されているとは言えない状況下での開催でしたが、EVの展示が多かった点を踏まえますと、メーカーとしてはまだ、EVの方向性を維持しているということになりますので、我々も引き続き動向を注視していく必要があります。

関連して、2月の部会では、経済産業省より自動車課の伊藤課長を招き、「自動車産業の現状と政策対応の方向性」と題する講演を聴講しました。新聞報道とは異なる世界のEV市場の実態がデータに基づき解説され、日本政府の「マルチパスウェイ戦略」や具体的な支援策（補助金、インフラ整備）を説明していただきました。また、脱炭素化（EV充電インフラ、合成燃料、バイオ燃料）、デジタル化（SDV、自動運転）、国際的な関税問題（日米合意、メキシコ・カナダからの輸入車への高関税）といった課題への政府の取り組みも詳細に説明していただきました。

さらに、米国市場における関税の価格転嫁の困難さ（「やせ我慢競争」）がメーカー収益に与える甚大な影響や、日本の自動車関連税制（環境性能割の廃止、保有段階の税見直し、EVへの新課税案）の動向も共有された。経済安全保障の観点からは、半導体や重要鉱物の供給網リスクと政府の対策に関する内容等も説明を受け、講演内容は各石油組合にも提供しました。

(5) 「SS 未来フォーラム」(青年部) 活動の推進

同フォーラムは2001年11月に「全国石油業青年部連絡協議会」として設立（2010年に現フォーラムへ改称）され、本会はその活動に対して、組合後継者の育成対策の一環として積極的に活動支援を行っています。

2025年度は、昨年に引き続き活動スローガン「絆・私たちだからこそできること」を掲げて、役員会や定例会の開催を通じて会員相互の研鑽と情報交換に努めました。

○主な活動内容（会議開催）

第1回定例会（2025年8月）では、株式会社IPディレクションの土生哲也氏を講師として招待し、「中小企業経営をアップデートする「デザイン経営」への誘い」をテーマとした講演会を開催しました。SS経営革新・次世代部会と連携して取り組んだSSワークショップに繋がる内容として、ブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法に関してご講演いただき各参加者は理解を深めました。

第2回定例会（2026年3月）では、二部制での開催とし、株式会社タツノの鍵川奨氏による「AI給油許可システム」、全石連・坂井常務と油政連・杉谷常務による「軽油引取税交付金および油政連活動」をテーマに講演会を開催しました。

○その他活動内容

2025年6月には全石連総会開催地北海道札幌市で、全石連SS未来フォーラム役員

会の主催で未来フォーラム総会および青年部交流を開催し、全国の青年部から約60名が参加し大変盛況となったほか、地方で開催される青年部会へ同フォーラム役員が出席するなどして、地元の若手経営者との意見交換等を行うことで、各組合青年部会への参加者拡大に向けた取り組みを行いました。

また、SS 経営革新・次世代部会と連携した取り組みとして、全国4地区（東北、関東、近畿、中国・四国）でデザイン経営の考え方を取り入れた「新たなビジネスモデル」を検討するワークショップを開催し、各地域の青年部会員が参加しました。

なお、会員数は徳島県石油組合「徳島県青年部会」が1月に新たに加入し、全国で33組合となりました。

〈役員会・定例会・総会の日程〉

- ① 5月16日 第1回役員会（リモート開催）
- ② 6月12日 総会
 - ・2024年度事業・決算報告案、2025年度事業計画・予算案承認
- ③ 8月6日 第2回役員会（リモート開催）
- ④ 8月6日 第1回定例会（講演会）（リモート開催）
「中小企業経営をアップデートする「デザイン経営」への誘い」
株式会社 IP ディレクション 代表取締役 土生 哲也 氏
- ⑤ 1月30日 第3回役員会（リモート併用）
- ⑥ 3月16日 第4回役員会
- ⑦ 3月16日 第2回定例会（講演会）（リモート併用）
第一部：「AI 給油許可システム」
株式会社タツノ 営業本部システム事業部 次長 鍵川 奨 氏
第二部：「軽油引取税交付金および油政連活動」
全国石油商業組合連合会 常務理事 坂井 信 氏
全国石油政治連盟 常務理事 杉谷 博教 氏

4. 政策・環境部会関係事業

(1) 2026（令和8）年度税制改正要望について

政策・環境部会（出光泰典部会長）は2025年7月、以下10項目からなる税制改正要望を取りまとめ、関係各所に要望しました。

- 1. これ以上の石油増税には絶対反対（炭素税等の新税の創設は絶対反対）
- 2. 地球温暖化対策税の引上げ（石油石炭税への上乗せ）には絶対反対
- 3. 電気自動車（EV）や水素・燃料電池自動車（FCV）等との課税公平性の実現
- 4. ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止及びガソリン流通在庫に係る手持ち品控除（還付）の実施【拡充】
- 5. 内航運送用船舶燃料等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度の延長
- 6. ガソリン税に係る消費税の上乗せ課税（タックス・オン・タックス）の廃止
- 7. バイオディーゼル燃料（BDF）に係る軽油引取税の課税免除措置の創設【新規】
- 8. 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化
- 9. ガソリン税相当額の貸倒れ還付制度の創設

10. 販売店を対象とする軽油引取税貸倒れ還付制度の創設

全石連はこれらの要望事項の実現に向け、全国石油政治連盟と連携し、自民党・石油流通問題議員連盟に要望を行ったほか、与野党に対しても、これら税制改正要望の実現を強く訴えました。

また、11月5日には、油政連、石油連盟とともに『石油増税反対総決起大会』を開催し、全国各地から約300人の石油組合及び油政連の幹部らが参集しました。当日は自由民主党・石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長、自民党・税制調査会の小野寺五典会長、日本維新の会・税制調査会の梅村聡会長などの国会議員ら63人も出席し、2026（令和8）年度税制改正要望に加え、災害時の“最後の砦”となるSS網の維持・強化の必要性や、EV等への課税公平性の実現、次世代燃料の実用化に向けた支援強化などを訴えました。

こうした精販一体となった要望活動の結果、12月19日に決定した2026（令和8）年度与党税制改正大綱では、ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止を盛り込んだほか、EV・FCV等について車両重量に応じた課税方式を新たに導入する自動車関係諸税の見直しや内航運送用船舶燃料等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度の3年延長の方針が示されました。

ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止については、2025年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意に基づき、ガソリンに対する補助金を同年11月13日から2週間ごとに5円ずつ引き上げ、12月11日の時点で旧暫定税率の廃止と同水準の25.1円/Lまで引き上げ。その上で、ガソリンに対する補助金に代えて、ガソリン税の旧暫定税率を2025年12月31日に廃止することとされました。軽油引取税については、2025年11月5日の与野党6党間での合意に基づき、軽油に対する補助金を11月27日の時点で旧暫定税率の廃止と同水準の17.1円/Lまで引き上げ。その上で、軽油に対する補助金に代えて、軽油引取税の旧暫定税率を2026年4月1日に廃止されることとされました。

一方、2026年4月1日からの軽油引取税の旧暫定税率廃止により、軽油交付金の交付率が現行の2.5%のままで維持された場合、当該交付金額は半分以上に減額されてしまうこととなりますが、軽油引取税の税率が引き下げられても、①軽油引取税の特別徴収事務に要する作業量は変わらないことから、担当人員を減らすことは出来ず、人件費等のコスト負担額は変わらないこと、②現行の交付率は1990（平成2）年度から現在まで35年間変わっておらず、この間、人件費や労務費などの諸物価も上昇していること等から、交付率そのものの引き上げが不可欠として、全石連では、軽油交付金を旧暫定税率廃止前と同額の水準にするため、現行の2.5%から5.35%まで引き上げることを与野党や関係省庁に対し要望しました。この結果、総務省は2026（令和8）年度における交付率について、2025（令和7）年度の交付率（2.5%）と同水準となる4.9%とする方針を示しました。ただ、2027（令和9）年度以降の交付率は未定であり、今後の賃上げや物価動向などを踏まえれば、令和9年度以降は「5.35%以上」の交付率を目指すべく、引き続き、石油販売業界挙げての要望活動を継続していくことが不可欠となっています。

沖縄県のガソリン税（旧暫定税率込み）は、本土53.8円/Lのところ、▼7円/Lの軽減措置が講じられており、46.8円/L（軽減税率）とされているところ、旧暫定税率廃止後においても、現行の▼7円/Lの軽減措置を維持し、沖縄県の軽減税率を21.7円/Lとすべき（本土は28.7円/L）と要望しましたが、▼3.8円/L軽減の24.9円/Lとされま

した。

(2) 予算要望について

本年度も石油販売業に必要な予算措置等について、経済産業省並びに政府・与党に対し要望活動を実施しました。

10月に開催された自民党・石油流通問題議員連盟・SSの新たな利活用をめざすPTにおいて、全石連並びに油政連として、ガソリン税の旧暫定税率の廃止時期について、野党法案では11月1日廃止とされているところ、ガソリン補助金の段階的引き上げ期間が十分確保できないことは明白で、仮に、11月廃止となった場合は、3段階とされる補助金引き上げ期間の間隔が短くなるため、高値在庫負担や仕入れ代金、従業員等への賃金の支払いが困難になるSSが出てくる危険性を指摘。高値在庫負担等を余儀なくされるSS事業者の負担軽減策の実現や2008年4月時の暫定税率一時失効時に実施した、特別信用保証事業や特別利子補給事業を参考に、セーフティネット保証の柔軟な運用などSS事業者の資金繰り支援策について要望しました。

この結果、石油流通関係予算として、「2025（令和7）年度補正予算（190億円）」及び「2026（令和8）年度当初予算（65.5億円）」が計上されました。

① 2025（令和7）年度補正予算（190億円）について

令和7年度補正予算は、災害時に住民生活や復旧復興活動を支える燃料供給拠点となるSSネットワーク維持・強化支援事業（120億円）として、令和6年度補正予算とはほぼ同様の燃料貯蔵タンク等の大型化やPOSシステム（在庫・売上等の管理システム）などの設備投資支援、SS事業者の事業多角化を後押しするための「自動車保守整備事業関連設備」などが補助対象となりました。

また、小規模SSの安全検査等の事業継続に要する経費の支援や中小・小規模SSの油外収入確保の取り組みを支援する、当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの経営再建支援事業（40億円）が措置されました。さらに、中小・小規模SSの運転資金借入れに対する利子補給メニューが新たに措置されたほか、既存基金を活用し、運転資金を借り入れた場合に活用可能な小規模SS向けの債務保証メニューを追加するなど、当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの資金繰り支援（30億円）も盛り込まれました。

② 2026（令和8）年度当初予算（65.5億円）について

令和8年度当初予算については、①SSの災害対応能力等の強化・地域の燃料供給体制の構築、②離島・SS過疎地対策、環境・安全対策、③石油製品の品質確保の各事業について、概ね前年度（68.0億円）同様の予算が確保されました。

※補助対象事業・設備は、以下の通り。

○2025（令和7）年度補正予算

I．SS ネットワーク維持・強化支援事業

対 象 設 備	予算額（億円）
I．設備導入等支援事業 ①燃料貯蔵タンク等の大型化等 ②燃料貯蔵タンク等の修繕 ③水検知計量機 ④緊急配送用ローリー ⑤POS システム ⑥灯油タンクスマートセンサー ⑦官公需システム ⑧自家発電設備 ⑨自動車保守整備事業関連設備 ・高機能洗車機 ・自動車整備・検査設備 ・板金塗装設備 ⑩SS 地下タンク撤去工事	120.0

II．当分の間税率廃止に伴い影響のある SS への経営再建支援事業

対 象 設 備	予算額（億円）
(1) 安全検査対応 ①消防法第10条第4項の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検 ②計量法第72条に基づく計量機検定 ③揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条に基づく揮発油の分析	30.0
(2) 業務安全対策 ①空調設備 ②熱中症対策用設備及び機器（防爆空調服、スポットクーラー、冷蔵庫等） ③防寒対策用設備及び機器（融雪マット、電熱ベスト等） ④洗濯機 ⑤除雪機 ⑥AED ⑦LED	
⑧消火設備 ⑨情報通信機器	
(3) 安全対策等研修 ①小規模事業者等が参加する研究会等	
②小規模事業者等を対象に実施する事業者等（石油組合等）の研修会等	

III．中小企業の油外収益確保等の取組支援（10億円）

燃料油販売事業に加え、中小 SS による油外収入の確保に資する設備投資等の取組に補助することで燃料油価格の急変による中小 SS の経営への影響を緩和するため、異業種等との連携による油外収入拡大を後押しする。

IV．環境保全・構造改善促進利子補給事業（30億円）

- (1) 経営安定化特別利子補給制度
- (2) 経営安定化特別保証制度

○2026（令和8）年度当初予算

I．SS の災害対応能力等の強化

内 訳	予算額（億円）
(1) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	5.8
(2) 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	5.3
(3) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業	0.6

II．離島・SS 過疎地対策、地域における新たな燃料供給体制構築

内 訳		予算額（億円）
1．離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費	(1) 離島のガソリン流通コスト対策事業	29.5
	(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業	1.7
	(3) 環境・安全対策等	9.8

III．石油製品の品質確保

内 訳		予算額（億円）
1. 石油製品品質確保事業	(1) 石油製品品質確保事業	11.7
	(2) 石油流通システム構築事業	1.1

- (3) 軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止に伴う課税の取扱いについて
 軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）は、2月20日閣議決定された地方税法等の一部を改正する法律案において、2026年4月1日に廃止することとされました。

これに伴い、総務省は同日の2月20日付けで、軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者との間で軽油の「委託販売契約」を結んでいる場合における課税上の取扱いについて整理した通知文書を各都道府県税担当課宛に発出したしました。

当該通知文書の発出を受けて、全石連では、委託販売契約を結ぶ販売業者及び特別徴収義務者のそれぞれが行う所定の事務手続きに関する「Q & A」を経済産業省資源エネルギー庁燃料流通政策室との協議を経て作成しました。旧暫定税率の廃止に伴う、軽油引取税の適正納付に向け、全国の石油組合理事長宛てに、委託販売契約に係る所定の事務手続きに加え、Q & A の活用について、傘下組合員の皆様への周知を呼びかけました。

- (4) 国内ガソリンスタンドにおけるクレジットカード取引対応指針について

クレジットカード業界では、2018年の割賦販売法改正以降もクレジットカードの不正使用が後を絶たず、悪質化・巧妙化していることから、セキュリティ対策を強化。22年以降の対応として、国際ブランド（VISA、MasterCard など）では、「サイン取引」は、本人確認としての有効性を認めないこととしており、加盟店の業務上の必要性に応じて実施する（任意）ものとして取り扱っています。SS でのクレジットカード取引のうち、1万5千円を超えるカード取引については、これまで「サイン」を許容していましたが、今後は給油以外の取引（洗車やタイヤ交換等）を中心に、原則「PIN 入力（4桁の暗証番号）」が必要となることから、全国の石油組合を通じて組合員に周知を行いました。

(5) 次世代燃料の導入拡大について

資源エネルギー庁は、バイオエタノールや合成燃料など次世代燃料の導入促進に向けた今後の取組について、合成燃料の商用実用化に向けては、製造プラントなどの建設コスト上昇により計画を見直し、再生可能エネルギーを起点とした合成燃料製造プロセスから、より経済性の高いバイオエタノール系合成燃料に切り替え、合成燃料製造技術の早期確立を目指す方針を明らかにしました。

一方、ガソリンへのバイオエタノール導入拡大に向けては、6月に取りまとめたアクションプランに掲げた28年度を目途としたE10の先行導入地域について、沖縄本島での実施を提案。過去に沖縄で行われたE3・E10実証事業の成果も踏まえながら、今後、石油業界・自治体などの関係者の理解、協力を得ながら先行導入に向けた検討を進めていく方針を決めました。資源エネルギー庁は、県や経済団体等、関係者の理解・協力を得ながら検討を進めており、全石連としても、こうした国の方針に則って、沖縄県石油商業組合と連携を密にしながら、適切に対応を進めているところです。

(6) SSを取り巻く環境変化・技術動向、国内外のDXの概況について

5月に行われた政策・環境部会では、野村総合研究所（NRI）の稲垣仁美氏を招き、DX（＝デジタルトランスフォーメーション）やGX（＝グリーントランスフォーメーション）などの急速な進展によるSSを取り巻く環境変化を踏まえ、「変化の時代に生き残る“地域のガソリンスタンド”とは」をテーマに講演を行いました。

NRIの稲垣氏は、SSにおけるAI（＝人工知能）等の技術を活用した自動化・効率化の動きや、最新の自動運転技術の商用化動向について説明。危険物を取り扱うSSの安全確保を前提とした人手不足の解消、SSの拠点維持のための省力化・効率化を目的としたセルフSSにおけるAI給油許可監視支援システムの開発・実証の進捗状況について報告しました。また、自動運転技術の実用化に向けた、米国・欧州・中国などの海外動向や日本国内の取り組み状況などについて説明しました。

(7) 『経済財政運営と改革の基本方針2025』、いわゆる骨太の方針等の政府方針について

政府方針では、2050年カーボンニュートラルに向けた低炭素水素の導入拡大に向け、内外におけるサプライチェーンの構築に向けた研究開発、設備投資や拠点・関連インフラの整備を支援することとしました。具体的には、SAF（＝持続可能な航空燃料）について、国際競争力のある価格実現に向け、研究開発や設備投資を促進するほか、バイオ燃料を含めた需要創出のための制度の検討に着手するとしました。国民生活や経済活動に欠かせない石油の安定供給確保に向けた燃料供給体制を維持していくため、SSネットワークの維持や災害対応の強化に向けた支援も行っていく方針です。石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するための備蓄の確保にも引き続き取り組むこととされました。

(8) 海外における走行課税の動向に関する調査について

石油連盟と共同で、野村総合研究所（NRI）に委託し、『海外における走行課税の動向に関する調査』を行いました。NRIの報告によると、伝統的な自動車関係諸税には、取得課税（自動車取得税）、保有課税（自動車税、自動車重量税）、燃料課税（揮発油税、軽油引取税）等がありますが、走行課税とは自動車（道路）の利用に関する税であり、走行距離や走行期間に応じて課されるものとなっています。導入の動機は道路整備財源

の安定的確保となっていますが、燃料税が道路特定財源である米国は低燃費車・EV対策として、燃料税が一般財源である欧州は越境流入交通対策（燃料税を負担せず国内道路を走行する車の増加）・環境対策が導入検討の要因となっています。

米国では、オレゴン州が乗用車に対してボランティアながらも制度化（2015年7月）し、ユタ州（2020年1月）、バージニア州（2022年7月）、ハワイ州（2025年7月）の制度化が決定しました。欧州では、トラックに対してドイツが2005年より制度化。乗用車課金の法案も2017年に可決しましたが、2019年に欧州司法裁判所の裁定で中止。欧州委員会は乗用車へ範囲を拡充させたインフラ課金指令を2017年に提案、2021年6月には議会・理事会で主要論点について合意され、2022年3月に成立しました。一方、英国では2028年4月よりEV・PHEVを対象とした走行課税の導入計画を2025年11月に発表しました。

(9) SS ネットワーク維持強化に資する制度上の課題に向けた対応について

自民党・石油流通問題議員連盟「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム」は、前年度に引き続き、平時・災害時を問わずエネルギー供給の“最後の砦”となるSSネットワークの維持・強化に向けた『新しい枠組み』について検討を行いました。

全石連からは、『新しい枠組み』の検討にあたっては、SSには過疎地問題と過当競争問題と大きく2つの問題が存在する中、これは切っても切り離せない問題であり、過疎地は地方、廉売は都市部と単純に二分できないなどと、一体的な対応策検討の必要性を訴えました。

さらに、大手流通業SS等の廉売問題などに対する組合員の声として、「災害時に“最後の砦”となったのは少なくとも大手流通業者ではないはずだ」「不当廉売において、影響要件を全く無視するのは我々としては理解できない」「大手事業者は自治体の誘致で進出するということもあり、競争条件が違い過ぎるのではないか、公正な競争になっていないのではないか」等の意見を紹介しました。

また、輸入玉の問題については、「卸価格で8円、あるいはタイミングによっては10円以上の格差が出てくる。このような国内マーケットでは競争になり得ない」と指摘。「何万KLあるいは何%というようなキャップをはめていただかないと、無際限に認めていたら、どんどん伸びていくことになる」と、輸入玉の増大にエネルギー安全保障上の問題点等を訴えました。

SSネットワークの維持に向けては、これまでの延長線上の政策ではどうにもならない。新たなフェーズで『新しい枠組み』を議論していかなければならない、「各地域に自立分散型のSSがあるからこそ、日本のエネルギー安定供給が支えられている。」などの意見が出されました。

こうした先生方の声を受け、新たな法案の検討も含め、今後、『新たな枠組み』の具体策について議論していく方針を示しました。

(10) 女性経営者の活躍推進に向けた支援

石油販売業界における女性活躍推進に向けた取り組みの一環として、昨年度は初めて女性経営者向け講演会を開催し、女性経営者のみならず社員を含め幅広い層から、オンライン参加を含めて約100名の参加を得るなど、大きな反響がありました。参加者からは、異業種の講師による事業承継の経験談や女性視点での組織改革に関する講演内容について、多くの共感と高い評価が寄せられたほか、懇親会においても同業の女性同士で

悩みを共有しながら交流を深めることができ、有意義な機会となったなどの声が多く聞かれました。

こうした前回の成果と参加者からの意見を踏まえ、第2回目となる今年度は参加対象を石油販売業界における女性経営者に絞り、より共通性の高い課題に焦点を当てた内容としました。特に、多くの参加者が関心を寄せていた「事業承継」をテーマに設定し、より実践的かつ共感性の高い講演会の実施を企画しました。

当該講演会は2月17日に開催し、講師には、石渡美奈氏（ホッピービバレッジ株式会社代表取締役社長）を招き、これまでの経営経験や事業承継にまつわるエピソード、ならびに企業経営における考え方等についてご講演いただきました。講演では、事業承継に伴う苦労や意思決定の在り方、経営と所有の違いなどについて実体験に基づく示唆に富んだ内容が共有され、参加者からは「自身も事業承継の立場として深く共感した」「困難を感じさせない前向きな姿勢に勇気づけられた」といった声が寄せられました。

また、質疑応答においても具体的かつ的確な回答がなされ、より踏み込んだ理解につながったとの評価が多く見られました。講演全体を通じて、「リアルな経験に基づく話が大変参考になった」「今後の経営に向けて前向きな意欲を得ることができた」といった意見が多く、参加者の満足度の高い内容となりました。

一方、今後の取り組みとしては、女性活躍推進にあたっては男性の理解も重要であることから参加対象の拡大を望む声や、より多様な立場の参加者が学べる機会の提供を求める意見も寄せられました。

今後も、女性経営者同士のネットワーク形成および課題解決に資する機会の提供を目的として、参加者の意見を踏まえながら、より充実した会合の開催および運営方法について検討して参ります。

(1) 改正物流効率化法に基づく規制措置の導入について

政府は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法（物流効率化法）を改正し、荷主・物流事業者間の商慣行の見直し、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図るため、荷主・物流事業者に対する規制措置を導入することになりました。

すべての荷主・物流事業者に対する規制措置（努力義務）は2025年度から、一定規模以上の特定事業者に対する措置（義務）は2026年度から実施されます。

全石連では、引き続き、改正物流効率化法の施行状況や特定事業者の指定手続きなど、今後の改正物流効率化法の動向等について注視し、組合員はじめ関係者への情報提供に努めていきます。

荷主・物流事業者に対する規制措置の概要については以下の通りです。

A. すべての事業者

○①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック事業者等）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定

○上記①②の事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施（2025年4月1日施行）

※石油販売業者やローリー配送事業者も該当

B-1. 一定規模以上の事業者

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画

の作成や定期報告等を義務付け、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。

○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

B-2. 特定事業者の指定基準（2026年4月施行予定）

①特定荷主（発荷主、着荷主）：取扱貨物の重量9万トン以上（ガソリン換算で12万KL）

※一部の大手石油販売業者が該当

②特定貨物自動車運送事業者等：保有車両台数150台以上

※一部の大手ローリー配送事業者が該当

5. 災害対策・官公需部会関係事業

(1) 災害協定と官公需の一体化の推進（国・国等の関係機関や地方公共団体、地方議会等への要望活動）

国等の機関や自治体が、平時は競争入札で県外業者等から安値調達を行いながら、災害時に当該事業者が供給できなくなると、災害協定を盾に地元石油組合・組合員に燃料供給を要請するものの、平時に戻ると再び競争入札に戻るという、災害協定と官公需の「いいとこ取り」の問題を是正し、災害協定と官公需の一体化を推進するべく取り組みました。

まず、2025年7月から8月にかけて、北海道18地方協同組合並びに46都府県石油組合を対象に『官公需実績（2024年度）及び災害対策に関するアンケート調査』を実施し、官公需や災害対策の実態把握に努めました。その結果、2024年度の全国の官公需実績の概要は以下の通りとなりました。受注数量は前年比2%、受注金額は前年比4%、それぞれ増加していることが明らかになりました。

（官公需受注実績概要）

対象：北海道18地方協同組合および46都府県石油組合

- ・受注数量（全国）171,430 KL（2023年度168,044 KL）
- ・受注金額（全国）26,504百万円（2023年度25,414百万円）

一方で、災害協定と官公需の一体化に向けて、随意契約をはじめとした官公需契約を推進するに当たって、どのような問題が生じているのか尋ねたところ、国等の機関や自治体の無理解や予算の制約等が障害となっていることが判明しました。その結果を自民党・石油流通問題議員連盟の会合で報告するとともに、解決に向けて取り組むよう関係省庁へ要望しました。

また、各地方経済産業局が開催する災害時燃料供給に関するブロック会議に参加し、これまでの石油組合の災害対応を紹介するとともに、石油組合及び傘下の組合員SSが災害時に『最後の砦』の機能を果たすためには、平時からの官公需契約が必要であることを参加自治体に訴えました。

(2) 石油販売業の災害対応力強化に向けた具体的取組の推進、情報提供（BCP策定、緊急時連絡網整備、電動化に伴う災害リスク等）

前述の『官公需実績（2024年度）及び災害対策に関するアンケート調査』により、石油組合の災害対策に関する取り組み状況を調査したところ、BCPまたはSSマニュアルについて、34組合が既に策定済みであり、15組合が現在検討中との結果になりました。

た。引き続き BCP 策定の推進等に向けて必要な情報提供を行っていきます。

そして、石油組合と国の機関や自治体等との災害協定の締結数は、2025年8月31日時点で、国等の機関が125件、都道府県および市町村等（消防・警察を含む）の自治体が712件、その他（民間事業者等）が45件で合計891件となりました。前回調査結果より29件の増加となりました。

また、非常用自家発電設備を配備し災害時に地域住民へ燃料供給を行う住民拠点 SS について、自費等で自家発電設備を設置した SS が自主的に申請するボランティア住民拠点 SS の登録受付を継続しました。全国の住民拠点 SS 数は、2025年2月28日時点で14,260ヵ所となりました。

(3) 国等の契約の基本方針に対するフォローアップの継続

① 中小企業者に関する国の契約の基本方針

政府は官公需法に基づく『令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』を4月22日に閣議決定しました。「中小石油販売業者に対する配慮」の項目では、前年度の内容を引き継ぎ、「災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果に優れたものとして、当該石油組合との随意契約を行うことができること」が記載されるとともに、一般競争入札への地域要件の設定、分離・分割発注によって石油組合の受注機会の増大に努めることとされました。

また、同項目には「燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由とした契約金額の変更について、石油組合等から申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと」との記載が追加されました。これは、2024年12月から燃料油価格激変緩和対策事業による補助金が段階的に縮小されることで価格変動が生じるにも関わらず、官公需契約先が価格改定に応じない事例が発生したことを受け、関係省庁に要望した結果、今年度新たに加えられたものです。

さらに、「事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大」の項目において、「WTO 政府調達協定上、国が協同組合または連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条及び予算決算及び会計令第99条18号においても、事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、石油組合等による随意契約を締結する可能性を排除しないように留意すること」と記載が追加されました。これは、WTO 政府調達協定を理由に組合との随意契約を拒否する事例があったことを受け、同じく関係省庁に要望した結果として加えられました。

② 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版

自民党内で立ち上げられた「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し PT」において、災害協定と官公需の一体化の重要性を説明するとともに、国等の機関および自治体が適切な燃料調達を実行できるよう予算支援を要望しました。

その結果、政府が6月13日に閣議決定した『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版』において、「燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す」との内容が反映されました。

引き続き、国等の契約の基本方針をフォローアップしていくことで、災害協定と官

公需の一体化の推進に向けて取り組んでまいります。

6．災害時地下タンク製品備蓄促進支援事業

本事業は、中核 SS 及び住民拠点 SS を運営する揮発油販売業者等が、自治体と連携して同 SS に一定の燃料の備蓄を行うことにより、災害時における石油製品の安定供給を確保し、SS ネットワークの維持・強化を支援することを目的として実施したものです。

揮発油販売業者等が中核 SS や住民拠点 SS に一定数量備蓄する、ガソリン及び軽油の購入費用及び備蓄燃料保管に係る管理費用を補助しました。

事業実績は、15県で295件の申請に対し、1 億6,542万円の補助金交付を行いました。

なお、備蓄燃料の保管期間は5年間としており、翌年度以降の備蓄燃料保管管理費は都道府県において支援を行われることになっています。

7．緊急時石油製品供給安定化対策事業

災害時においても石油製品の安定供給体制を維持することを目的に、2012年度（平成24年度）より国からの補助金を受けて、SS の災害対応能力強化に向けた研修等を実施しています。

本年度は、昨年度に引き続き業界独自の取り組みとして、中核 SS 等を会場とした災害時対応実地訓練を行い、計52地域において開催し、経営者や従業員など昨年より131名少ない計798人が参加しました。SS において発災時を想定し、施設の安全確認、自家発電機稼働による非常用電源への切り替え及び緊急車両へ優先給油を行う一連のオペレーション訓練を実施しました。実地訓練後は座学講習として訓練総括を実施し、実地訓練で説明した発災時の初動対応（身の安全確保・二次災害防止対策・施設の応急点検等）、給油再開に向けた対応、給油再開後の注意点について参加者が実際に発災時に対応できるよう詳細や写真を記載したテキストを用いて講師より説明しました。また、平時の備えについても備品の整備、初動対応計画の準備等、発災時に向けた準備の重要性を説明しました。

一方、住民拠点 SS に設置された緊急用発電機の点検研修を北海道・秋田県・新潟県・島根県において、1,307台実施しました（北海道は住民拠点 SS 全体の約半数を実施）。災害時においても、SS による燃料供給を円滑に行うことを目的とし、住民拠点 SS に設置された緊急用発電機を従業員立ち合いのもと、メーカーが点検・説明し、運転方法等について SS 従業員が改めて学習・確認する機会となりました。

加えて、中核 SS 等が自治体等主催の合同防災訓練に参加することで、災害対応能力の向上とともに地域防災機関との連携強化が図れるとの観点から、訓練参加に係る費用の一部を補助し、積極的な参加を促しています。本年度は、23組合が26か所の訓練に参加し、中核 SS 等における緊急車両への模擬給油や、小口燃料配送拠点からの燃料配送等実動訓練を実施しました。

さらに、今年度より実施を開始した災害時 SS 対応力向上研修では、東京都2回、愛媛県1回で開催し、27名が参加しました。中核 SS、小口燃料配送拠点、住民拠点 SS 等の災害時の対応力向上に資する知識の習得や自治体や各地域の消防、警察と連携し、地域の実情にあった対応の計画・習得を目的としており、グループワークで意見交換を行いながら、講師の指導のもと災害時対応マニュアルを作成しました。

8. 先進的技術開発等支援事業

本事業は、揮発油販売事業者等が行う先進的な技術開発・実証事業に要する費用を補助することにより、地域における新たな燃料供給体制の構築の推進、燃料の安定供給体制の確保を図ることを目的として実施しました。

カーボンニュートラル・過疎化・人手不足等の課題に対し、その克服に向けた新たな機器等の技術開発を行う「技術開発事業」と地域の実情や外部環境の変化等に応じた石油製品の効率的かつ安定的な供給の実現に向けた実証を行う「実証事業」の2事業を行い、申請者に対し費用の補助をしました。

本年度は、「技術開発事業」において、防爆仕様のEV用急速充電器の実用化に向けた技術開発について1件の申請がありました。また、「実証事業」においては、SSにおける高齢者等送迎サービス用カーシェアリングの事業化実証事業について1件の申請がありました。これら2件の申請について、約1億8,134万円の補助金を交付しました。

9. 自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業

本事業は、SS過疎地等の自治体等が行う燃料供給に関する計画の策定や自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づく設備整備・設備撤去等に要する経費の全部又は一部を補助することにより、地域における新たな燃料供給体制の構築の推進、燃料の安定供給体制の確保を図ることを目的として実施しています。

SS過疎地等の自治体がその地域における燃料供給拠点の維持に係る計画を策定するための「燃料供給に関する計画策定事業」と、SS過疎地等の自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づき、当該自治体又は揮発油販売業者が行う給油所の移転・統合・新設に伴う整備等の燃料供給体制構築に必要な設備整備・設備撤去等を行うための「燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業」の2事業を行い、申請者に対し費用の一部補助をしました。

本年度は「燃料供給に関する計画策定事業」においてSS過疎地の自治体から2件の申請があり、約1,315万円の補助金を交付しました。また、「燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業」においては、SS過疎地の自治体の計画により整備の対象となった給油所を運営する中小SS事業者及びSS過疎地の自治体から各1件の申請があり、約1億5,000万円の補助金を交付しました。

10. 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

本事業は、離島における石油製品の安定的かつ効率的な供給体制の確保を図るため、①自治体、SS、需要家等による石油製品の流通合理化策や安定供給体制構築の取り組みに対する支援、②油槽所等の維持のための経費に対する支援を行うものです。

本年度は①と②に対して2件、約7,481万円の補助金を交付しました。

11. 離島のガソリン流通コスト対策事業

(1) 離島のガソリン流通コスト対策事業

本土との物流コストの差等により、価格差が生じている離島（本土等と架橋されてい

ない離島。沖縄県を除く。)のガソリン価格を実質的に引き下げることが目的として、対象離島の消費者に直接ガソリンを販売する販売業者に対し、ガソリンの値引き販売に要する経費(国が定めた離島ごとの値引き額/ℓ)を補助することにより、離島における物流コスト増加分相当のガソリン価格の引き下げを推進しました。

本年度、2025年4月1日から延べ588店において事業を開始し、2025年2月から2026年1月までの値引き販売分として約18.2億円の補助金を交付しました。

なお、2026年2月、3月の値引き販売に係る補助金は、2026年度事業として交付される予定です。

(2) 離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業

「離島のガソリン流通コスト対策事業」に取り組む販売業者の経営を支援し、経営基盤の強化を図るため、ガソリン等の販売に必要な法定検査等の実施を補助しました。

本年度は236件の申請に対し約0.5億円の補助金を交付しました。

(3) 離島のガソリンスタンド等支援事業

前記「離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業」と同じ趣旨で、ガソリン等の販売に必要な設備または施設の補修、設備等の導入を補助しました。

本年度は435件の申請に対し約1.1億円の補助金を交付しました。

12. 需要家における自衛的な燃料備蓄の普及啓発事業(満タン & 灯油プラス1缶運動)

(1) 全石連による『満タン運動』の概要

9年目を迎えた『満タン & 灯油プラス1缶運動』(以下、『満タン運動』)は、資源エネルギー庁の補助金『災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業』において、『石油製品利用促進対策(需要家における自衛的な燃料備蓄の普及啓発)事業』として6,000万円が措置され、本会が実施主体事業者として採択されたことから、昨年度に続き、大規模災害等の発生に備えた『国民運動』として進めていくことになりました。

昨年度に引き続き資源エネルギー庁、内閣府、国土交通省の3省庁の後援を得て、『満タン運動』の公的側面を補強するとともに、経費面では石油連盟、全日本トラック協会、日本ガソリン計量機工業会からの協賛も得つつ、運動の認知・理解に努め、運動開始日を防災の日の『9月1日』に設定し、全国一斉の活動を展開するとともに、運動推奨期間(9~3月末)内の石油製品の需要動向など、地域の事情に応じて推進しました。また、47都道府県の石油組合に選任いただいた「満タン運動担当委員」を中心に、各地での『満タン運動』周知に取り組みました。

本年度も、効率的なPRの推進に向け、約20,000の運動参加SSの中から『普及啓発SS』を全国47都道府県組合員数の割合に応じて、約1,500ヵ所を選定し、集中的にPR活動を展開しました。SS店頭用のPRツールとして、ポスター、スタッフ装着用満タンバッジ、災害対策ハンドブック、卓上ミニノボリ、灯油ポリタンク用袋を設置・配布しました。

また、2025年度はPRのメインターゲットを20代・30代の若年層に設定し、SNSやWEBを活用したデジタルプロモーション施策にウェイトを置くこととしました。具体的には、「災害に備える大切さを楽しく伝える」ことをテーマに、バーチャルアイドル

ユニットを形成。業界初の展開にて話題性の創出に努めました。無関心層から潜在層への拡張、更なる防災意識の向上を促すためのデジタルコンテンツを中心とした発信を行いました。

さらに、オリジナルの記事コンテンツを充実させることで、満タン運動のWEBサイトの価値を向上させるとともに、SEO記事（検索エンジン最適化を目的に作成された記事）にて集客されたユーザーのさらなるファン化を試み、WEBサイトへの再訪問数を高めました。

このほか、本企画にて作成したデジタルコンテンツ等は報道番組や防災番組だけでなく、エンタメ系のメディア露出の獲得が見込め、より広い層に届けられるというメリットを訴求しました。一方で、全国の自治体やメディアなどが開催する複数の防災イベントにも積極的に出展し、消費者に直接本運動の趣旨を説明する活動も実施しました。

同運動における消費者の意識を探ることなどを目的にアンケート調査を本年度も実施しました。インターネットを用いて、20～60歳代、男女、全国の自動車ドライバー1,000人を対象に調査を行いました。結果、『満タン運動』認知率は15.6%と前年度比2.1ポイント上昇しました。

(2) 石油組合による『満タン運動』の概要

全国の石油組合でも執行部が自治体を訪れ、『満タン運動』への理解と住民への周知などを要請しました。その結果として多くの自治体の広報誌やホームページで『満タン運動』が紹介されました。また、各地の防災訓練や防災イベントでも『満タン運動』の認知向上に努めていただきました。

各自治体のホームページや広報誌では、日ごろから、災害（地震、停電等）に備え、「災害時に役立つアイテムの確認、準備」に加えて、「車の燃料メーターが半分程度になったら満タンにする」、「灯油は1缶多めに備えておく」（『満タン＆灯油プラス1缶運動』）ことを心がけるように普及啓発が行われました。

(3) 委員会の開催

本年度は『満タン＆灯油プラス1缶運動推進委員会』をリモート併用で4回開催（①2025年5月15日、②8月27日、③12月4日、④2026年2月27日）しました。

委員会では、2024年度活動実績、2025年度運動方針内容、2025年度運動状況及び2026年度運動展開方針などを中心に報告、検討が行われ、「満タン＆灯油プラス1缶運動」は、「いつどこで起こるかわからない災害に備えるため、国民に対しての周知が必要不可欠な運動であり、継続していくことが重要」との方針が示されました。

13. 広報部会関係事業

(1) 広報事業活動の安定的な継続に向けた収支改善策の検討

①30年以上にわたり値上げせずに購読料金を据え置いてきたこと、近年の物価高騰など実情に合わせた料金体系に近づけるため、値上げを検討することとしました。組合員向けの購読料については、各支部および各都道府県組合へ15%程度の値上げを実施することが可能かどうかのヒアリングを実施し、「おおむね賛成」が11組合、「理解はできるが厳しい」が14組合、「基本的に反対」が22組合という結果が得られました。暫定税率廃止の先行きが不透明であったこと、廃止の際は組合財政に与える影響が出る

可能性があることから、2025年度は保留（据え置き）とし、2026年度に改めて検討を行うこととしました。非組合員については、2026年度より価格改定（税別で、新聞1800円→3000円、web 4600円→4000円、新聞・web セット4600円→5000円）を行うこととしました。

- ②発行回数を年間110回程度に間引きし、経費削減に努めました。
- ③広告営業を強化し収入増を図った結果、広告収入は前年比8.9%増、約350万円の増収となりました。

(2) 機関紙「ぜんせき」の全員購読組合維持と全員購読組合数の拡大及び新規購読者の拡大

2025年度末時点の全国の購読部数は、期首と比べて300件程度の減少となっており、減少傾向が強くなっています。一方、25年度末時点で全国47都道府県中13組合が、依然として購読率70%以上の“全員購読”について未達成となっており、状況に変化はありません。

今期も、機会があるごとに広報部会委員各位に未達成の組合に対する購読促進の呼びかけをお願いしてきました。引き続き広報部会委員各位による購読促進の呼びかけを継続しながら、一方で収支改善及び新たな購読促進策を展開すべく、広報部会で購読料・形態の改定、web 活用など具体的な施策を検討していく方針を確認しています。

(3) デジタル時代に対応した情報提供体制の拡充・多様化

ぜんせき web の更なる有効的な活用方法や、従来の紙・活字に固執せず、より進化した情報提供のあり方を検討しました。SS で活躍するスタッフの動画やオンラインセミナー、SNS などでの情報発信に取り組みました。

(4) 機関紙「ぜんせき」の内容充実と読みやすさの追求

- ①今期も組合員の立場に立った情報の収集・提供に努めました。また、3月には今年度の補正予算で対象となる機器・製品を紹介する特集号を発行し、多くの広告を得ることができました。
- ②4月より紙面をリニューアルして文字・ビジュアルを大きく読みやすい体裁にしました。
- ③このほかにも2025年度は旧暫定税率の廃止、コンプライアンス問題など SS 業界全体にとって影響力の大きな事象が多数発生したことから、それぞれについて組合員の立場に立って詳細に報道するなど、SS 経営に役立つ情報の提供に努めました。

(5) 「ぜんせき web」の会員拡大に向けた内容充実と新規性の追求

- ①「ぜんせき web」は今期で13年目を迎え、一定の支持を得ていることは確かですが、継続して会員数の拡大・定着に取り組むとともに、コンテンツの一層の充実や速報体制の強化などに努めました。

具体的には、SS 店頭での PR 用にポスター・チラシデータをダウンロードできる「SS 店頭告知ツール」ページを新設しました。

- ②ホームページを作成するためのプラットフォームが旧バージョンで制作されており、旧バージョンのため動作が遅く、不安定かつセキュリティ面にも不安（スパムメールが集中するとシステムがダウンし、アクセスできなくなる可能性）があるため、数年

のうちに新バージョンにデータを移行し、作り直す必要性があることを確認し、2026年度に検討を進めることにしました。

(6) 会議開催

今年度は、7月24日、12月15日、2月2日の3回、広報部会を開催し、紙面の内容、ぜんせき web の内容、組合員全員購読へ向けた取り組み、収支改善策などについてご議論いただきました。

フルリモート形式を1回、通常形式（リモート併用）を2回行いましたが、今後もこれまでの知見を参考に、リモート形式を含む会議形式を行うことにしております。

14. アスファルト委員会関係事業

(1) 需給動向

アスファルトは、道路舗装用資材の原材料となります。一般道路や高速道路で黒色に舗装されているところはアスファルト舗装の道路で、アスファルト合材を敷き固めたものです。アスファルト合材は、碎石・砂などの骨材とアスファルトを所定の割合で配合したもので、補修材料等としても用いられます。合材の生産量は、1992年度8,084万トンありましたが、道路整備や公共事業の見直しにより徐々に減少、それ以降4,000万トン前後で推移し、2024年度は3,552万トンとなっています。またアスファルトの使用量は、1992年度273万トンであるのに対し、近年の国内需要は150万トン前後と落ち込んでおり、2024年度は145万トンとなっています。これは合材の製造において、再生合材の製造量が増加していることが主因となっています。

アスファルトの生産は、一部元売のアスファルト事業からの完全撤退などによりその生産拠点は縮小しました。現在アスファルトを生産・供給している元売は、ENEOS、コスモ石油、出光興産の3社体制で、最大の需要地である関東エリアを見ても比較的安定供給しています。公共工事は、年度末に行われ、比較的堅調に推移しています。これからは中東情勢など地政学リスクが安定供給の課題となっています。

また、供給面では、需要減に対応した燃料油の生産体制によってアスファルトの生産・供給に影響がある場合においても、需要家側の日本アスファルト合材協会と連携をとり、会員会社が相互融通しながら安定供給に努めました。

(2) 市場動向

アスファルトは、ガソリン・軽油などの石油製品と同様に原油の精製過程でできる連産品で、その価格は原油価格の影響を受けています。そのため元売から示されるアスファルトの仕切価格は、とりわけ原油の90%を輸入している中東地域における地学的リスクは依然懸念材料です。

アスファルトの生産・供給がタイトな状況下においても、アスファルト販売業者は変動する原油調達に係る仕入コストのほか、運送事業者などの輸送費コスト上昇分を販売価格に適正に転嫁することに努め採算販売に徹しました。

(3) 経営健全化対策

① 支払いサイト問題

アスファルト販売業者は、元売からの仕入価格を販売価格に転嫁していますが、元

売への支払いが30日サイトとなっているのに対し、需要家の支払いサイトは120日以上に及ぶケースもあります。支払いサイト問題については、2007年末から大口需要家を中心に要請活動を展開しておりますが、中小の需要家は短縮に理解を示したものの、まだ大口需要家には浸透していないのが現状であります。今年度も、この事態を改善するため、需要家に対し支払いサイトの短縮など支払い条件の見直しをするよう要請を行いました。

② 物流の効率化

アスファルト需要の繁忙期は、道路工事など公共事業が集中する年度下半期、特に2月後半から3月中旬に集中します。ただ配送を行うアスファルト専用ローリーは、内需の減少や廃業等により台数が大幅に減少しており、繁忙期である年度末に必要な台数を確保出来ないことが多くみられます。

このため、需要家に対しては、ローリーを大型化して1台あたりの配送量を増やすなどローリー台数の減少に対応した態勢整備、受入れタンク容量の大型化についての働きかけを行うとともに、合材工場への納入の際の業界独特の商慣習（当日オーダー・時間指定）の撤廃など要請をしています。

また、アスファルトの供給について、商社系販売業者は今年度も国外から調達していますが、アスファルトタンカーの老朽化に伴う船舶数減少や二次基地の不足など物流面での制約もあり輸入への対応は難しいものがあります。

③ 運送事業者との連携

アスファルトローリーは他の石油製品に比べ高温の液体を運ぶこと、また油種の特性上他の油種を積載することが禁止されています。アスファルトローリードライバーには知識と経験が求められますが、近年需要期などに運転手の確保ができず人手不足が表面化しています。運送事業者とはドライバーの高齢化や人手不足が深刻化する事情を踏まえ、アスファルトを安定的に供給するための配送手段を確保する対策として、運送運賃の適正な価格転嫁について取り組みました。

さらにドライバー人手不足問題に加え、ドライバーの労働時間の上限規制は、アスファルトローリードライバー確保の面においても、深刻な影響を与える問題となっています。また需要家には、業界特有の商慣習の代表である時間指定や確認オーダーの廃止を訴えるように働きかけましたが、まだ道半ばとなっています。

アスファルトは今後も道路新設・補修面において需要はなくなることはなく、道路舗装用としてのアスファルトの重要性は変わることはありません。

これからの委員会活動は、厳しい業界環境の下、世界的な脱炭素の流れを踏まえ、安定供給体制の維持に努めていきます。また脱退した大手ディーラーに対し、再加入するよう働きかけを行っていくことなどがあげられます。業界の地位向上につなげていくことが委員会の重要な役割であると同時に、個々の企業ではできないものを委員会が情報発信するなど会員サポートを図りながら、関係方面と連携し諸活動を展開しました。

(4) 会議開催

全国支部長会議（総会）を25年5月28日（水）石油会館で開催。会議では、24年度事業報告・決算報告と、25年度事業計画案・収支予算案について報告し承認されました。

- ・2025年5月28日（水）12：00～14：00 石油会館 1F 会議室

15. その他の事業等

(1) 荷卸し時の安全対策

例年同様、ローリーからSSへ石油製品の荷卸しする際の相互立会いの徹底等安全対策の励行を図るため、総務省消防庁の協賛を得て、石油連盟及び（公社）全日本トラック協会との共催で「荷卸し時の安全対策統一キャンペーン」を2025年11月1日より14日までの2週間にわたり実施しました。キャンペーンでは、石油組合へ案内するとともに、本会ホームページにも掲載し、SSへの安全対策の周知、徹底を図りました。

また、統一キャンペーンに先立ち前述の2団体と毎年共催している「荷卸し時の安全対策に係る意見交換会」を、本年度は山梨県石油商業組合の協力を得て10月に山梨県甲府市で開催いたしました。

(2) 関係検討会等への参加

本会では、安全対策活動等を行っている関係省庁、団体からの呼びかけに応じ、以下のとおり検討会等へ参加・協力しました。

実施主体	検討会等
総務省消防庁	危険物等事故防止対策情報連絡会
一財）全国危険物安全協会	地下タンク等定期点検実施制度運営委員会
	保安講習視聴覚教材検討幹事会
	保安講習テキスト検討委員会

(3) 法律相談室

不当廉売を始めとする不公正取引問題や組合活動上の問題について、主に独占禁止法の観点から、また不当な表示や過大な景品類については景品表示法の観点から、石油組合等をサポートするため、相談に対応しました。

なお、内部的には主に業務グループと連携し、経営部会を中心に独禁法上の視点からの考えを提供しました。

さらに、各組合が開催したコンプライアンス研修会において、講師として独占禁止法について説明しました。

また、本会と公正取引委員会と連絡調整等に努めました。

(4) コンプライアンス委員会の設置

全石連の会員たる石油商業組合、石油協同組合・連合会の所属員である石油製品販売業におけるコンプライアンス（法令、規則等の遵守）の徹底、強化を目的として、いずれの部会にも所属しない独立的なコンプライアンス委員会を設置しました。（5月21日理事会承認）

Ⅱ．会議開催報告

1．通常総会

(1) 開催日時：2025年6月12日（木）

(2) 出席会員数：47

(3) 主な議案の議決状況

【第一号議案】2024年度事業報告書について

可決・承認

【第二号議案】2024年度決算報告書について

可決・承認

【第三号議案】2025年度事業計画案について

可決・承認

【第四号議案】2025年度収支予算案について

可決・承認

【第五号議案】2025年度借入金最高限度額案について

可決・承認

【第六号議案】2025年度員外理事、員外監事の役員報酬額案について

可決・承認

【第七号議案】次期通常総会開催地について

可決・承認

2．臨時総会

(1) 開催日時：2025年7月9日（水）

(2) 出席会員数：47

(3) 主な議案の議決状況

【第一号議案】理事の補選（案）について

可決・承認

3．理事会

5月21日（水）出席理事数 29名 出席方法 本人出席・Web出席

主な議案の議決状況

① 2025年度通常総会関連議案について

可決・承認

② コンプライアンス委員会の設置（案）について

可決・承認

③ 部会設置規約の一部改正（案）について

可決・承認

④ ガソリンのギフト券事業について

可決・承認

⑤ 2025年度通常総会について

説明・了承

⑥ 石油流通問題議員連盟総会について

説明・了承

⑦ 出張、会議運営等の取扱要領について

説明・了承

6月24日（火）出席理事数 31名 出席方法 書面審議

議案の議決状況

① 理事の補選（案）について

可決・承認

7月9日（水）出席理事数 29名 出席方法 本人出席・Web出席

主な議案の議決状況

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 2026（令和8）年度税制改正要望（案）について | 可決・承認 |
| ② 「燃料油価格定額引下げ措置」及び「予防的激変緩和措置」について | 説明・了承 |
| ③ 「骨太方針2025」について | 説明・了承 |
| ④ 石油関連補助金について | 説明・了承 |
| ⑤ 理事の補選について | 説明・了承 |

9月10日（水）出席理事数 28名 出席方法 本人出席・Web出席

主な議案の議決状況

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① ガソリン税暫定税率廃止問題について | 説明・了承 |
| ② 2026年度概算要求（石油流通関連予算）について | 説明・了承 |
| ③ 石油流通問題議員連盟「SSの新たな利活用をめざすPT」について | 説明・了承 |
| ④ 満タン＆灯油プラス1缶運動について | 説明・了承 |
| ⑤ ガソリンのギフト券事業について | 説明・了承 |
| ⑥ ぜんせき新聞購読料について | 説明・了承 |
| ⑦ 「石油増税反対総決起大会」について | 説明・了承 |

11月4日（火）出席理事数 28名 出席方法 本人出席・Web出席

主な議案の議決状況

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 「コンプライアンス問題」について | 説明・了承 |
| ② 役員改選・指名推薦制の採用について | 可決・承認 |
| ③ 農林漁業等事務委託費について | 可決・承認 |
| ④ 「賛助会員加入者」について | 可決・承認 |
| ⑤ 「旧暫定税率廃止問題」について | 説明・了承 |
| ⑥ 「石油増税反対総決起大会」について | 説明・了承 |
| ⑦ 2026年新年賀詞交歓会について | 説明・了承 |

3月4日（水）出席理事数 26名 出席方法 本人出席・Web出席

主な議案の議決状況

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 2026年度事業計画骨子（案）について | 可決・承認 |
| ② 2026年度収支予算（案）について | 可決・承認 |
| ③ 組織規程の改正（案）について | 可決・承認 |
| ④ 費用弁償基準の改正（案）について | 可決・承認 |
| ⑤ 賛助会員加入者について | 可決・承認 |
| ⑥ 石油会館老朽化対策検討PT（仮称）の設置について | 可決・承認 |
| ⑦ 2025年度軽油特別協力金等の配分（案）について | 可決・承認 |
| ⑧ 2026年度年間会議スケジュール（案）について | 可決・承認 |
| ⑨ 軽油引取税交付金について | 説明・了承 |
| ⑩ 2025年度補正/2026年度当初予算について | 説明・了承 |
| ⑪ 2026年度与党税制改正大綱について | 説明・了承 |

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| ⑫ | コンプライアンス問題について | 説明・了承 |
| ⑬ | 石油流通問題議員連盟「SSの新たな利活用をめざすPT」について | |
| | | 説明・了承 |
| ⑭ | 2026年度通常総会・SSビジネス見本市について | 説明・了承 |

4. その他の会議

- (1) 全国理事長会議（全石協と合同）（4回）
5月22日 9月11日 11月5日 3月5日
- (2) 全石連正副会長会議（全石協と合同）（5回）
5月21日 7月9日 9月10日 11月4日 3月4日
- (3) 三団体正副会長・支部長・部会長連絡会議（全石協と合同）（2回）
4月9日 12月10日
- (4) 三団体正副会長会議（全石協と合同）（1回）
1月16日
- (5) 監事会（全石協と合同）（2回）
5月20日 10月31日
- (6) 全国事務局責任者会議（2回）
10月16日 2月19日
- (7) 総務部会（4回）
5月20日 8月26日 10月31日 2月24日
- (8) 役員選考準備会（1回）
3月4日
- (9) 経営部会（6回）
4月10日 5月8日 7月10日 9月25日 11月13日 2月12日
- (10) SS経営革新・次世代部会（5回）
4月15日 7月17日 10月31日 12月11日 2月26日
- (11) 政策・環境部会（8回）
4月7日 5月9日 7月8日 9月4日 10月7日 11月19日 12月17日
2月18日
- (12) 災害対策・官公需部会（4回）
4月16日 7月15日 9月3日 12月3日
- (13) 広報部会（3回）
7月24日 12月15日 2月2日
- (14) 軽油引取税問題協議会（1回）
8月26日
- (15) SS未来フォーラム（全国石油業青年連絡協議会）（5回）
5月16日（役員会） 6月12日（総会） 8月6日（役員会・定例会）
1月30日（役員会） 3月16日（役員会・定例会）
- (16) 「満タン」＆「プラス1缶」運動推進委員会（4回）
5月15日 8月27日 12月4日 2月27日
- (17) コンプライアンス委員会（4回）
6月24日 8月12日 9月30日 12月16日
- (18) 関連会議

イ．資源・燃料分科会（2 回）

6 月30日 12月16日

ロ．資源開発・燃料供給小委員会（2 回）

6 月 9 日 12月 5 日

Ⅲ．石油販売業日誌

日 付	曜日	事 項
4月2日 4月4日	水 金	エネ庁、BDF 関連税制あり方検討、全石連、課税免除措置の実現訴え 石油協会、SS 網維持・強化支援へ補助開始、5月16日締め切り、洗車、整備、板金など10事業 卸連騰、転嫁進まず粗利減、緩和策スキームの副作用も
4月7日	月	全国油政連、25年度運動方針案を了承、参院選候補に和田氏推薦、法令順守の徹底要請
4月9日	水	全石連業務 G、長野県 G 価格適正化検討会、過疎地 SS の実態など説明 総務省、24年 2 人以上世帯購入量、灯油上振れ1.5%増136㍑、52市中29市で前年越
4月11日	金	公取委、実効性ある対応求める声、東京・調布で不当廉売説明会、カルテルの考え方解説も
4月14日	月	政府、第 1 次国土強靱化中期計画、素案に SS 網維持・強化盛り、関係府省庁など連携強化も
4月16日	水	全石連、政策・環境部会、SS 網維持策さらに踏み込むべき、G 価格引下げ方針議論注視
4月18日	金	全石連、東北支部、法令順守の再徹底要請、長野カルテル疑惑状況確認 全石連・SS 利活用 PT で要望、不当廉売「影響要件」重視を、SS 過疎地支援の拡充必要 長野、カルテル疑義で第三者委設置、県民の信頼回復へ向け全力
4月23日	水	全石連、経営部会、コンプラ順守再徹底を、緩和策の制度変更など議論 全石連、"コンプライアンス委"設置へ、消費者の懸念払拭に覚悟 全石連、SS 経営革新・次世代部会、「デザイン経営」学び将来像、講演踏まえ WS も
4月25日	金	全石連、自民党・公的制度点検 PT で訴え、官公需巡る課題解決へ要望、 "いいところ取り"の是正を
5月1日	木	政府、エネ庁、22日から実施へ、定額引き下げ措置導入、ガソリンは10円段階補助 全石連、石油議連 武藤経産大臣に要請、定額引き下げ措置消費者周知徹底を
5月9日	金	政府、官公需方針の中小配慮継続、緩和策変更で適切協議、組合等は WTO 協定適用除外
5月14日	水	響く物価高、精彩欠く GW 商戦、油外堅調も燃油伸び悩み
5月16日	金	25～29年度内需見通し、ガソリン28年度 4 千万㍑割れへ、灯油年率2.9%減、軽油堅調も1.0%減
5月19日	月	経産省、中小 SS 官公需受注配慮周知へ、府省長・知事に大臣通知発出
5月21日	水	SS 利活用 PT、SS 網毀損回避へ論点整理、『新しい枠組み』など 8 課題進捗確認 全石連、政策・環境部会、『定額引下げ』店頭混乱懸念、SS における AI 活用動向など報告
5月23日	金	エネ庁、24年度石油製品内需、56年ぶり低水準 1 億3806万㍑、ガソリン 1.9%減、灯・軽油も前年割れ 全国油政連、時代変化に沿う SS 像創造へ政治に訴えて
5月26日	月	総務省、中小 SS の官公需受注配慮を、自治行政局長名で知事に通知

日 付	曜日	事 項
5月28日	水	全石連、『コンプライアンス委員会』を設置、持続可能な魅力ある業界へ 公取委、SS 利活用 PT で地域別実態調査報告
5月30日	金	定額引下げ措置スタート、各地で対応、在庫分被り懸念も 石油協会、小口運転資金と小口設備資金の新規保証案件、保証料率恒常的に引き下げ
6月4日	水	政府、中小の賃上げ実現へ施策提案、官公需で随意契約活用促す 全石連、熱中症対策義務化周知を、SS 対応例資料を用意
6月6日	金	全石連、軽油販売カルテル疑惑受け、法令順守の徹底要請 自民党、小野寺政調会長、都内 SS を視察、定額引下げ措置の現状聴取
6月12日	木	石油流通議連、『新しい枠組み』実現へ議論深化、エネ庁・公取委に施策 検討指示
6月20日	金	全石連・石油協会、きょう札幌で総会 全石連・石油協会 札幌総会、社会の信頼と期待に応え強靱な SS 目指し協働
6月23日	月	自民党石油流通議連、SS 網支援に税制・予算等 5 項目要望、武藤経産大臣へ直接訴え
6月25日	水	エネ庁、合成燃料開発、SS 網維持など、エネ基閣議決定後の進捗共有 自民党石油流通議連、SS 網維持へ予算・政策など 5 項目要望、加藤財務大臣に直接訴え
6月27日	金	福島、いわき市が『ガソリン券』採用、6 枚セット 4 千円で販売、燃油高騰対策に活用 予防的激変緩和措置26日始動へ
6月30日	月	閣議決定、骨太の方針 SS 網維持・災害対応強化、新しい資本主義実行計画 官公需の随意契約促進 自民党石油流通議連、SS 網維持へ予算、政策など 5 項目要望、小野寺政調会長に訴え
7月4日	金	長野、第三者委、独禁法抵触を指摘、法令順守、再発防止徹底へ
7月7日	月	油政連、中小 SS 存続へ政治に訴え、協定と官公需一体化推進など運動方針に盛る
7月9日	水	政府、国土強靱化中期計画を閣議決定、30年度まで全国 SS で災害対応訓練
7月11日	金	全石連、組合・組合員の法令順守徹底へ、委員長に矢島副会長、コンプラ委が初会合
7月16日	水	エネ庁資源・燃料分科会、SS 網の維持・強化施策盛る、安定供給、エネ安全保障など推進
7月23日	水	消防庁、24年給油取扱所事故発生状況、火災 6 増45件、流出14減56件 国交省・自動車整備技術高度化検討会、輸入車の整備マニュアル提供実態ヒアリングへ
7月25日	金	全石連、経営部会、法令順守状況など報告・説明、賃上げアンケート結果確認
7月30日	水	全石連、SS 経営革新・次世代部会、AI 給油システム概要で質疑、10月以降に WS 予定 全石連、災害対策・官公需部会、政府方針追い風に官公需拡大を、災害対応力強化推進へ 全石連、リーゼル協会と懇談、BDF 導入拡大で連携強化

日 付	曜日	事 項
8月6日	水	全石連、災害対策・官公需部会、官公需、災害対応の実態把握へ、アンケート調査実施 全石連、ガソリンのギフト券委員会、『ガソリン券』自治体活用後押し、『提案マニュアル』を作成
8月13日	水	エネ庁・24年度末全国登録SS数、405減2万7009ヵ所、30年連続で前年割れ
8月15日	金	エネ庁・24年度末全国登録SS数、撤退目立つ南九州地方、新潟が3.6%減で最多、熊本も2.8%減で高水準
8月20日	水	全石連、経営部会、SS従業員賃上げ7割超に、小規模ほど未実施、収益構造の健全化必要
8月22日	金	エネ庁、バイオガソリン導入拡大へ工程表、40年度E20に照準、特別チーム編成し課題など抽出
8月25日	月	公取委、24年度不当廉売「注意」件数、ガソリン47減も186件で高止まり、依然続く量販店廉売の影響
8月27日	水	夏期商戦、響く猛暑・大雨、地域で実績に差、油外手応えも燃料期待外れ
8月29日	金	公取委、GL改定後増加傾向、本社責任者注意23件、追跡調査69件、不当廉売注意への実行性課題
9月1日	月	全石連、『満タン運動』9年目、きょうから全国一斉スタート、若年層に照準、認知度拡大へPR刷新
9月3日	水	全石連、コンプラ委、法令順守徹底へ啓発施策検討、マニュアルひな型、注意喚起用ポスター等、相談窓口
9月5日	金	長野、「コンプラ宣言」など内容確認、外部弁護士の通報窓口設置へ 茨城、コストコSS建設反対で陳情、ひたちなか市へ「影響力」訴え
9月10日	水	全石連、『満タン運動』で今年も協働、石連、計量器工業会訪ね要望 全石連、『満タン運動』意義周知へ協働、武藤、坂井、両大臣訪ね支援要請
9月12日	金	全石連、満タン委、『満タン運動』若年層に照準、デジタル活用情報発信強化、認知度全世代拡大へ 沖縄石商、復帰特措法軽減措置維持を、諸団体と県訪ね知事宛て要請
9月17日	水	経産省、26年度予算概算要求、石油流通関係で69.4億円措置、燃料供給体制強化へ44億円
9月19日	金	石油情報センター、3月末、登録SSの4割越セルフに、前年比86増1万915ヵ所
9月22日	月	全石連、災害対策・官公需部会、協定と官公需一体化の課題整理、64組合調査結果を報告
9月26日	金	全石連、政策・環境部会、暫定税率廃止巡る課題共有、利活用PT要望事項検討 全石連、『満タン運動』一層の浸透へ、各メディア活用しPR
9月29日	月	長野、コンプラ宣言、遵守マニュアル、店舗用リーフレット、信頼回復の第一歩に啓発ツール 公取委、地域別実態調査第4弾実施、青森、前橋、広島、徳島、福岡、南城、6県6市を対象に
10月1日	水	経産省、持続可能な燃料、水素巡り議論、大阪・関西万博と連携、2テーマで閣僚会議、視察も

日 付	曜日	事 項
10月 3 日	金	エネ庁燃料流通政策室・甲元信宏室長インタビュー 全石連、経営部会、暫定税率廃止の負担回避策を、発券店カード再度調査へ
10月 6 日	月	全国軽自動車協会連合会、軽四普及54.46台、24年末時点100世帯あたり
10月 8 日	水	全石連、災害対策・官公需部会、自治体理解醸成へパンフ刷新、官公需巡る“温度差”解消へ
10月10日	金	全石連、災害対策・官公需部会、24年度官公需受注22件増933件、随意契約は新規15件で652件 長野、コンプラ研修会で独禁法学ぶ、過去の違反事案挙げ解説も
10月15日	水	全石連、コンプラ委、「独禁法遵守指針」会議で徹底を、各地の委員会設置状況など共有
10月22日	水	全石連、政策・環境部会、暫定税率廃止巡る課題共有、政府に混乱回避対策要望を
10月24日	金	SS 利活用 PT、SS 過疎と過当競争対策両立を、全石連『新しい枠組み』で要望 東京、事例交え独禁法の要所聞く、弁護士講師にコンプラ研修会
10月29日	水	エネ庁、地域燃料供給体制確保へ研究会設立、SS 網維持のあり方検討
10月31日	金	自民・維新・公明 3 党ヒアリング、暫定税率廃止軟着陸へ方針提示、全石連、懸念あるも最大限努力 全石連、SS 新ビジネスモデル探る、仙台で若手経営者集い WS
11月 5 日	水	海自呉総監部と12府県石油組合、全国初の広域連携災害協定始動、実務担当者が初会合 全石連、暫定税率廃止へ概要共有、2 週間ごと G5 円ずつ補助増額
11月 7 日	金	赤澤経産大臣インタビュー、引き続き SS 網維持・強化推進、暫定税率廃止混乱ないように適切対応
11月12日	水	石油増税反対、総決起大会、増税反対、SS 網維持・強化訴え
11月14日	金	24年度 1SS あたり徴税額、15万円減 1 億4723万円、需要減顕在化、消費税は上振れ 全石連、暫定税率廃止過程を共有、G は12月31日、軽油来年 4 月 1 日に
11月17日	月	石連、暫定税率廃止は要望実現、石油の安定供給確保に努力 全石連、暫定税率廃止巡る混乱回避へ周知徹底、新年賀詞交歓会、来年 1 月16日に開催
11月21日	金	全石連、暫定税率廃止に向け適正販売、安定供給努力呼びかけ エネ庁、新たな地域燃料流通のあり方検討へ、研究会初会合 SS 過疎地巡る論点整理 風間浦村に青森発の公設民営 SS、“最後の砦”開業祝し式典
11月26日	水	全石連・油政連、石油流通議連幹部、片山、赤澤大臣に直談判、補正予算で手厚い支援を、暫定廃止に伴う SS 危機救済へ
11月28日	金	G 暫定税率廃止へ補助増額開始、損切り覚悟で即日下げも、消費者の買い控え傾向、12月11日の最後が焦点
12月 1 日	月	全石連、油政連、林総務大臣らに実情訴え、組織挙げ交付率引上げ要望、軽油引取税暫定廃止、徴収事務交付金「実質減に」

日 付	曜日	事 項
12月 3 日	水	長野ガソリン価格カルテル問題、北信支部と17社に行政処分、県石商へ再発防止申し入れ 全石連、政策・環境部会、暫定税率廃止軟着陸へ課題共有、中小支援拡充要望など報告 石油連盟、暫定税率廃止措置を評価
12月 5 日	金	政府、25年度補正予算案閣議決定、石油流通関連は190億円措置、SS 網維持・強化で160億円、暫定税率廃止影響への経営支援も 全石連、コンプラ徹底で強化策、HP「石油広場」に詳細掲載 全石連、SS 新事業モデル探る、中四国青年部会員集い WS
12月10日	水	経産省、官民協議会、合成燃料再エネからバイオ系へ、E10先行導入沖縄視野に、次世代燃料導入巡る方針を確認 資エ庁、3月末、SS 過疎地 9 増381市町村に、「三位一体」の対策一層重要
12月12日	金	長野石商記者会見、法令遵守徹底し信頼回復へ、公取委申し入れに対応方針表明 全石連、災害対策・官公需部会、官公需と協定一体化後押し、岩手、愛媛モデル主体に
12月17日	水	全石連、満タン委、『満タン運動』PR 積極展開、『ふるちゃーじ』動画再生143万回、全国11ヵ所の防災イベントに出展
12月19日	金	石油流通議連 SS 利活用 PT、SS 過疎地、過当競争、両課題一体で対応策を、『新たな枠組』巡り論点整理 3 団体正副、経営力強化し SS 網維持へ、補正予算の積極活用促す
12月22日	月	全石連、SS 経営革新・次世代部会、4 地域での WS 提案事例確認、米国 E10導入、暫定税率廃止など最新動向を共有
12月24日	水	エネ庁、SS 網維持・強化へ方向性議論、供給体制基礎情報整理など推進 公取委、前橋市で不当廉売説明会、群馬石商執行部と意見交換 全石連、コンプラ委、独禁法相談窓口設置へ、ひな型作成巡り協議
12月26日	金	全石連、政策・環境部会、SS 過疎過当競争、両輪での対応策要望必要、荷卸し時事故防止へ WG 設置
1 月14日	水	年末年始商戦、ガソリン販売前年並み、人手不足で時短・休業も 総務省、軽油引取税交付率、都道府県へ引き上げ通達、26年度は4.9%必要 与党税制改正大綱、EV 等に重量課税方式導入
1 月16日	金	エネ庁、SS 過疎地対策重点化へ方向性議論、協定と官公需の一体化訴え
1 月19日	月	26年度石油製品販売見通し、ガソリン0.8%増4410万㎘、軽油0.9%増も灯油1.7%減
1 月23日	金	全石連・石油協会、新年賀詞交歓会、供給網維持・強化へ「三位一体」で
1 月28日	水	26年度当初予算案、石油流通関係65.5億円措置、燃料供給体制強化で11.7億円、離島・過疎地等対策は41億円 全石連、「SS 受託自動車保険」、SS 業務車検代行、預り車両の事故補償
1 月30日	金	全石連、軽油税交付率4.9%実現へ協力を、オンライン説明会で取組方針共有
2 月 2 日	月	全石連・消費者アンケート、「満タン運動」認知度着実に向上、媒体上位は店頭、ネット

日 付	曜日	事 項
2月4日	水	国交省、中企庁、公取委、トラック運送業適正取引徹底要請、燃料価格以外の要素も含め協議を
2月6日	金	25年石油製品内需、ガソリン0.6%減4358万キロ、灯油0.1%増も軽油は0.7%減
2月9日	月	全石連共同事業 G、「ガソリン券」換金業務電子化推進へ、講習会でシステム使用体験
2月13日	金	特徴者交付率4.9%へ引き上げを、各県が県庁訪ね陳情、諸物価上昇、通達準拠訴え 全石連、SS 未来 F、ワークショップ 9 割が「満足」、第 2 定例会講演内容を検討
2月18日	水	全石連、ガソリン券委、25年度販売既に前年比 3 倍超79万枚、取扱店増、認知度向上目指す
2月20日	金	特徴者交付率4.9%へ引き上げを、各石商で続く陳情活動
2月25日	水	全石連、農漁部会、国 A 総括表作成システム活用促す、確認数量増へ制度周知支援
2月27日	金	全石連、政策・環境部会、ガソリン輸入玉巡る問題点指摘、不当廉売規制エネルギー政策「新しい枠組み」論点議論
3月4日	水	全石連、経営部会、「新しい枠組み」勉強会を設置、暫定税率廃止補助金終了で免税軽油需要家 PR ヘチラシ
3月6日	金	エネ庁、新たな地域燃料流通研究会、中核住民拠点 SS 追加募集、重点維持 SS 選定、SS 過疎地、災害対応強化対策検討 全石連、軽油委託販売に係る留意点整理
3月11日	水	石油協会・SS 経営実態調査自由記述 上、不満募る業転と仕入れの価格差、苦悩する中小、元売政策に疑問
3月13日	金	石油協会・SS 経営実態調査自由記述 中、供給網維持へ支援拡充を、人材、後継者難の深刻さ訴える声 全石連・「マーケティング室」設置へ、石油会館老朽化対策検討で PT 全石連、SS 経営革新・次世代部会、「自動車産業」、「地域燃料流通」、2 テーマの最新事情聞く
3月18日	水	石油協会・SS 経営実態調査自由記述 下、災害時の円滑供給へ SS 支援を、CN 推進に疑問、再考が必要 政府、19日から緊急的激変緩和措置、ガソリン価格170円程度に抑制
3月23日	月	政府、需給緩和へ備蓄放出、民間15日分、国家 1 ヶ月分、規模は過去最大 石油流通議連 SS 利活用 PT、「新しい枠組み」方向性巡り協議、SS 網維持の重要性再確認
3月27日	金	全石連、満タン委、広報施策の方向性検討、来年度「満タン運動」活動開始10周年 エネ庁、公取委、中東情勢緊迫化で対応急ぐ、全石連通じ適正価格販売要請
3月30日	月	エネ庁、偏りない製品供給求め元売などに文書発出 深刻化する中東情勢、締まる供給、市場の混迷深まる、細る外販、産燃に苛立つ商社 政府、26日から石油国家備蓄放出、内需 1 ヶ月分850万キロ

Ⅳ．参考事項

１．直前３事業年度の財産及び損益の状況

項 目	前 期	前前期	前前前期
資 産 合 計	460,303,107	503,915,762	553,024,213
純 資 産 合 計	426,791,325	475,340,990	508,748,402
事業収益合計	87,789,626	92,336,878	87,049,788
当期純利益金額	24,128,335	13,270,588	23,374,227

２．組合員数の増減

前年度末現在	本年度末現在	増 減
47	47	± 0

3. 役員に関する事項

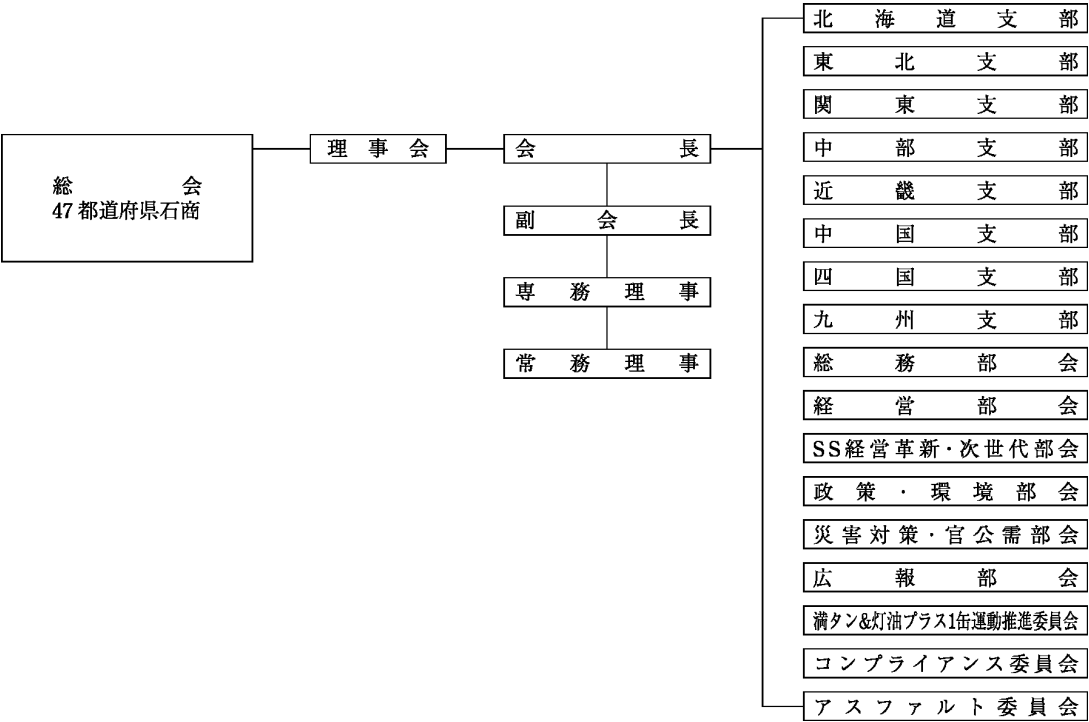
氏 名	職制上の地位	担 当
森 洋	代表理事 会長	
西 尾 恒 太	理事 副会長	
喜多村 利 秀	理事 副会長	経営部会長
浜 田 忠 博	理事 副会長	総務部会長
宇佐美 三 郎	理事 副会長	災害対策・官公需部会長
出 光 泰 典	理事 副会長	政策・環境部会長
矢 島 幹 也	理事 副会長	広報部会長
大 野 徹	理事 副会長	
三 原 英 人	理事 副会長	SS 経営革新・次世代部会長
河 辺 善 一	理事 副会長	総務部会副部会長
加 藤 庸 之	専務理事 副会長	
坂 井 信	常務理事	
菅 原 耕	理事	
大 坂 功	理事	
佐 藤 義 信	理事	
高見澤 秀 茂	理事	
安 藤 順 夫	理事	
茂 木 司	理事	
平 野 一 郎	理事	
木 所 章	理事	
鈴 木 裕 司	理事	
卷 田 達 央	理事	
亀 井 喜久雄	理事	
澤 田 栄	理事	
島 竜 彦	理事	
鴻 野 友次郎	理事	
碓 武 宏 章	理事	
岡 部 憲 治	理事	
永 岡 壯 三	理事	
三 角 清 一	理事	
玉 城 善 和	理事	
内 藤 英 一	監事	
高 橋 良 成	監事	
和 氣 光	監事	

4. 職員数の増減及び業務運営組織図

(1) 職員数の増減

前年度末現在	本年度末現在	増 減
39	34.5	-4.5

(2) 組織図



(3) 事務局機構

